

平成25年第1回名寄市議会定例会会議録
開会 平成25年3月4日（月曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- | | | |
|------|--|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 名寄地区衛生施設事務組合議会議員の選挙 | 平成24年第4回定例会付託議案第2号 名寄市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について（経済建設常任委員長報告） |
| 日程第4 | 平成24年第4回定例会付託議案第1号 名寄市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の制定について（市民福祉常任委員長報告） | 平成24年第4回定例会付託議案第24号 名寄市営住宅管理条例の一部改正について（経済建設常任委員長報告） |
| 日程第5 | 平成24年第4回定例会付託議案第2号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について（経済建設常任委員長報告） | 日程第8 平成25年度市政執行方針・教育行政執行方針 |
| 日程第6 | 平成24年第4回定例会付託議案第18号 名寄市災害時における相互支援に関する条例の制定について（総務文教常任委員長報告） | 日程第9 議案第1号 名寄市暴力団排除条例の制定について |
| 日程第7 | 平成24年第4回定例会付託議案第19号 名寄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について（経済建設常任委員長報告） | 日程第10 議案第2号 名寄市未熟児養育医療費用徴収条例の制定について |
| | 平成24年第4回定例会付託議案第20号 名寄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について（経済建設常任委員長報告） | 日程第11 議案第3号 名寄市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について |
| | 平成24年第4回定例会付託議案第21号 名寄市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について（経済建設常任委員長報告） | 日程第12 議案第4号 名寄市防災会議条例及び名寄市災害対策本部条例の一部改正について |
| | | 日程第13 議案第5号 名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について |
| | | 日程第14 議案第6号 名寄市公民館条例の一部改正について |
| | | 日程第15 議案第7号 名寄市へき地保育所条例の一部改正について |
| | | 日程第16 議案第8号 名寄市一般廃棄物処理施設設置条例の一部改正について |
| | | 日程第17 議案第9号 名寄市消費者センター設置条例の一部改正について |
| | | 日程第18 議案第10号 名寄市都市計画審議会条例の一部改正について |
| | | 日程第19 議案第11号 名寄市簡易水道事業条 |

- 例の一部改正について
- 日程第20 議案第12号 上川北部地区広域市町村圏振興協議会の廃止について
- 日程第21 議案第13号 平成24年度名寄市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議案第14号 平成24年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第23 議案第15号 平成24年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第16号 平成24年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第17号 平成24年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第18号 平成24年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第19号 平成24年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第20号 平成24年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第21号 平成24年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第22号 平成24年度名寄市病院事業会計補正予算（第4号）
- 日程第31 議案第23号 平成24年度名寄市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第32 議案第24号 平成25年度名寄市一般会計予算
議案第25号 平成25年度名寄市国民健康保険特別会計予算
議案第26号 平成25年度名寄市介護保険特別会計予算
議案第27号 平成25年度名寄市下水道事業特別会計予算
- 日程第33 議案第35号 名寄市教育委員の任命について
議案第36号 名寄市教育委員の任命について
- 日程第34 議案第37号 名寄市議会委員会条例の一部改正について
議案第38号 名寄市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について
議案第39号 名寄市議会基本条例の一部改正について
議案第40号 名寄市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
議案第41号 名寄市議会会議規則の一部改正について
- 日程第35 報告第1号 専決処分した事件の報告について
- 日程第36 報告第2号 専決処分した事件の報告について
- 日程第37 報告第3号 専決処分した事件の報告について
- 日程第38 意見書案第1号 環太平洋連携協定（TPP）交渉参加断固阻止を求める

意見書

1. 追加議事日程

- 追加日程第1 議案第42号 平成24年度名寄市一般会計補正予算(第5号)
議案第43号 平成24年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算(第2号)

1. 本日の会議に付した事件

- | | | | |
|------|--|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | 日程第8 | 平成25年度市政執行方針・教育行政執行方針 |
| 日程第2 | 会期の決定 | 日程第9 | 議案第1号 名寄市暴力団排除条例の制定について |
| 日程第3 | 名寄地区衛生施設事務組合議会議員の選挙 | 日程第10 | 議案第2号 名寄市未熟児養育医療費用徴収条例の制定について |
| 日程第4 | 平成24年第4回定例会付託議案第1号 名寄市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の制定について(市民福祉常任委員長報告) | 日程第11 | 議案第3号 名寄市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について |
| 日程第5 | 平成24年第4回定例会付託議案第2号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について(経済建設常任委員長報告) | 日程第12 | 議案第4号 名寄市防災会議条例及び名寄市災害対策本部条例の一部改正について |
| 日程第6 | 平成24年第4回定例会付託議案第18号 名寄市災害時における相互支援に関する条例の制定について(総務文教常任委員長報告) | 日程第13 | 議案第5号 名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について |
| 日程第7 | 平成24年第4回定例会付託議案第19号 名寄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について(経済建設常任委員長報告) | 日程第14 | 議案第6号 名寄市公民館条例の一部改正について |
| | 平成24年第4回定例会付託議案第20号 名寄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について(経済建設常任委員長報告) | 日程第15 | 議案第7号 名寄市へき地保育所条例の一部改正について |
| | 平成24年第4回定例会付託議案第2 | 日程第16 | 議案第8号 名寄市一般廃棄物処理施設設置条例の一部改正について |
| | 1号 名寄市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について(経済建設常任委員長報告) | 日程第17 | 議案第9号 名寄市消費者センター設置条例の一部改正について |
| | 平成24年第4回定例会付託議案第2 | 日程第18 | 議案第10号 名寄市都市計画審議会条例の一部改正について |
| | 2号 名寄市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について(経済建設常任委員長報告) | 日程第19 | 議案第11号 名寄市簡易水道事業条例の一部改正について |
| | 平成24年第4回定例会付託議案第2 | 日程第20 | 議案第12号 上川北部地区広域市町 |

- 村圏振興協議会の廃止について
- 日程第21 議案第13号 平成24年度名寄市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議案第14号 平成24年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第23 議案第15号 平成24年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第16号 平成24年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第17号 平成24年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第18号 平成24年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第19号 平成24年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第20号 平成24年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第21号 平成24年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第22号 平成24年度名寄市病院事業会計補正予算（第4号）
- 日程第31 議案第23号 平成24年度名寄市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第32 議案第24号 平成25年度名寄市一般会計予算
議案第25号 平成25年度名寄市国民健康保険特別会計予算
議案第26号 平成25年度名寄市介護保険特別会計予算
議案第27号 平成25年度名寄市下水道事業特別会計予算
議案第28号 平成25年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算
- 議案第29号 平成25年度名寄市簡易水道事業特別会計予算
- 議案第30号 平成25年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算
- 議案第31号 平成25年度名寄市食肉センター事業特別会計予算
- 議案第32号 平成25年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第33号 平成25年度名寄市病院事業会計予算
- 議案第34号 平成25年度名寄市水道事業会計予算
- 日程第33 議案第35号 名寄市教育委員の任命について
議案第36号 名寄市教育委員の任命について
- 日程第34 議案第37号 名寄市議会委員会条例の一部改正について
議案第38号 名寄市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について
議案第39号 名寄市議会基本条例の一部改正について
議案第40号 名寄市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
議案第41号 名寄市議会会議規則の一部改正について
- 日程第35 報告第1号 専決処分した事件の報告について
- 日程第36 報告第2号 専決処分した事件の報告について
- 日程第37 報告第3号 専決処分した事件の報告について
- 日程第38 意見書案第1号 環太平洋連携協定（TPP）交渉参加断固阻止を求める意見書
- 追加日程第1 議案第42号 平成24年度名寄

市一般会計補正予算（第5号）
議案第43号 平成24年度名寄
市公設地方卸売市場特別会計補正
予算（第2号）

教 育 長 小 野 浩 一 君
総 務 部 長 扇 谷 茂 幸 君
市 民 部 長 土 屋 幸 三 君
健康福祉部長 三 谷 正 治 君
経 済 部 長 高 橋 光 男 君
建設水道部長 長 内 和 明 君
教 育 部 長 鈴 木 邦 輝 君
市立総合病院長 松 島 佳 寿 夫 君
市 立 大 学 局 長 鹿 野 裕 二 君
営業戦略室長 湯 浅 俊 春 君
上下水道室長 石 橋 正 裕 君
会 計 室 長 山 崎 真 理 子 君
監 査 委 員 手 間 本 剛 君

1. 出席議員（19名）

議 長 18番 黒 井 徹 議員
副議長 14番 佐 藤 勝 議員
1番 川 村 幸 栄 議員
2番 奥 村 英 俊 議員
3番 上 松 直 美 議員
4番 大 石 健 二 議員
5番 山 田 典 幸 議員
6番 川 口 京 二 議員
7番 植 松 正 一 議員
8番 竹 中 憲 之 議員
9番 佐 藤 靖 議員
10番 高 橋 伸 典 議員
11番 佐々木 寿 議員
12番 駒 津 喜 一 議員
13番 熊 谷 吉 正 議員
15番 日 根 野 正 敏 議員
17番 山 口 祐 司 議員
19番 東 千 春 議員
20番 宗 片 浩 子 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 佐 藤 葉 子
書 記 益 塚 敏
書 記 高 久 晴 三
書 記 鷺 見 良 子

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 佐々木 雅 之 君
副 市 長 久 保 和 幸 君

○議長（黒井 徹議員） ただいまより平成25年第1回名寄市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

2番 奥村英俊 議員

17番 山口祐司 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より3月26日までの23日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より3月26日までの23日間と決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 名寄地区衛生施設事務組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、同組合同規約第5条の規定が改正されたことにより、名寄市議会から選出する同組合議員について新たに2名を選挙するものです。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

名寄地区衛生施設事務組合議会議員に、竹中憲之議員、川口京二議員の2名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました2名の議員を名寄地区衛生施設事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました2名の議員が名寄地区衛生施設事務組合議会議員に当選されました。ただいま当選された2名の議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により本席から当選の告知をいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第4 平成24年第4回定例会付託議案第1号 名寄市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

付託しました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

市民福祉常任委員会、日根野正敏委員長。

○市民福祉常任委員長（日根野正敏議員） 議長より御指名をいただきましたので、平成24年第4回定例会におきまして当委員会に付託されました議案第1号 名寄市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の制定につきまして、委員会における審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会は、1月25日、2月21日の2回にわたり、三谷健康福祉部長を初め担当職員の出席を願い、本条例の内容について詳細な説明を受けた

後、慎重に審査を行いました。

付託された議案第1号は、提案理由の説明にもありましたように、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、平成23年法律第37号及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律、平成23年法律第72号が成立し、介護保険法の改正がなされました。このことにより従来厚生労働省が定めていた施設基準などについて市の条例で定めることとされ、地域密着型の福祉施設の設置、関連基準については市独自の判断に基づいて地域の実情を反映した条例を制定することとなりました。該当基準は、介護保険の地域密着型サービス事業及び地域密着型介護サービス事業者が遵守すべき基準を定める条例であることから、市民へのパブリックコメントは実施せず、名寄市保健医療福祉推進協議会、名寄市地域密着型サービス運営委員会及び市内の地域密着型サービス事業者に御協議いただき、本条例を制定するものです。

1回目の委員会で各委員から出されました主な質疑では、該当施設の利用者数と利用状況はの質疑には、グループホーム、認知症対応型共同生活介護施設は3施設ありますが、いずれもあきのない状況で、数名の待機者もいると把握している。昨年できた小規模多機能型居宅介護施設は定員25名で現在20名の登録がされている。なお、詳細については、次回に説明させていただきますとの答弁がありました。

施設が不足しているのではないかの質疑には、待機者の中には将来に備えて早目に申し込みをしていることもあり、待機者イコール不足ということではないと考えているとの答弁がありました。

国の制度からの移行に伴い、沿うべき基準、標準参酌すべき基準のもと、市独自で定める内容は記録の保存期間と居室定員である。あとは国の基準で制定されたのかの質疑には、参酌すべき基準の中で記録の保存を2年から5年に変更した。介

護保険法では、記録保存はサービスが完結した日から2年間ですが、間違いがあった場合のことも考慮し5年に、地域密着型施設の中には第三者評価を受けている施設もあり、事業者から異論はなかった。居室定員については、平成24年度から26年度までの第5期の計画の中総量規制があり、新規の申請があっても建てられないため、定員変更は行わず、今後の6期、7期の中で検討をしていくとの答弁がありました。

記録保存を2年から5年にとのことだが、今まで介護保険の過払いや不正請求の例はあったのかの質疑には、不正請求はありませんが、当初加算を予定していた内容と考えていたが、指導等で加算が見込まれない内容と判断した過去による例はあったとの答弁がありました。

2回目の委員会では、1回目の委員会で出された市内該当5施設の利用状況の詳細について説明を受けた後、委員から出された質疑は、パブリックコメントを省略し、関係協議会や事業者に説明をしてきた経過だが、内容は利用者にも関与することもあるため、わかりやすい条例制定に配慮されたのかの質疑には、市民の方々に理解をしていただくには難しい内容になっているが、介護保険法に基づいた条例になっている。わかりやすい条例制定は必要と理解しているが、事業者側に最低守っていただく事項は国が定めているため、市の独自性だけでは困難なところもあり、国の法に準拠し、また他市の例も参考にして制定をしたとの答弁がありました。

以上、議論の結果、議案第1号 名寄市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の制定につきましては、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、付託された議案の審査経過並びに結果について御報告いたしました。

○議長（黒井 徹議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

正副委員長は自席にお戻りください。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、平成24年第4回定例会付託議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第5 平成24年第4回定例会付託議案第2号 名寄市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

経済建設常任委員会、竹中憲之委員長。

○経済建設常任委員長（竹中憲之議員） おはようございます。議長より指名をいただきましたので、平成24年第4回定例会で当委員会に付託されました議案第2号 名寄市手数料徴収条例の一部改正についての審査経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本件は、地球環境保護のために低炭素化を進めるもので、住宅及び建築物の新築、増築、改築等において低炭素化に資する措置を講ずる場合、税制優遇等が受けられることとなり、そのための申請について市が審査、認定することとなります。この申請手数料を徴収するために、名寄市手数料徴収条例の一部を改正するものです。

委員会は、平成25年1月22日と2月8日の2回開催し、審査に当たり長内建設水道部長を初め担当部局職員の出席を願い、詳細な説明を受け、委員からは熱心な質疑があり、慎重に審査を行いました。

各委員からの主な質疑では、認定事務手数料の person 費算出基準が平成18年ベースとなっているが、なぜ近年のベースとならないのかの質問に対しては、今回の低炭素建築物認定申請手数料の算

定方法については平成21年に策定した長期優良住宅の認定申請手数料の算定方法と同じであり、またこの長期優良住宅の person 費の算出基準は平成18年の person 費を採用している建築確認申請手数料がベースとなっており、審査事務における公平性が保てるとの判断から、平成18年の単価を採用したとの答弁がありました。

また、手数料の切り捨て額に差が生じているがの質問に対しては、なるべく安い手数料でという思いから切り捨ての額を定めており、申請者に配慮したとの答弁がありました。

その後採決を行い、平成24年第4回定例会付託議案第2号 名寄市手数料徴収条例の一部改正については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、当委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果の報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

正副委員長は自席にお戻りください。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、平成24年第4回定例会付託議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第6 平成24年第4回定例会付託議案第18号 名寄市災害時における相互支援に関する条例の制定についてを議題といたします。

付託いたしました委員会の審査経過及び結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会、駒津喜一委員長。

○総務文教常任委員長（駒津喜一議員） 議長より御指名をいただきましたので、平成24年第4

回定例会にて付託されました議案第18号 名寄市防災会議条例及び名寄市災害対策本部条例の一部を改正する条例につきまして、当総務文教常任委員会の審査の経過と結果を御報告いたします。

委員会は、平成25年1月17日、2月14日、2回にわたり開催し、扇谷総務部長及び担当職員の出席を求め説明を受け、慎重に審査いたしました。

付託されました議案は、東日本大震災以降の災害対策で、これまでのような防災訓練や災害時要援護者の支援などの独自の減災対策の取り組みに加えて自治体間の迅速な相互支援の仕組みを取り入れ、水平支援の体制と仕組みを自治体レベルで構築し、強化する必要と現在全国的に災害時における相互援助協定が進んでいる。こうした中で杉並区を核とした小千谷市、東吾妻町、名寄市とスクラムを組み、被災した南相馬市へのニーズに即した各種の支援を行い、災害応急対策における基礎自治体の相互協力への義務を規定している災害対策基本法の趣旨に合致したものである。現在の災害救助法では、都道府県知事が国の法定受託事務として救助を行い、市区町村長は補完的な役割に制限されている。さらに、自治体間の相互協力については規定されていなく、自治体間の連携による支援は国の費用負担の対象となっていないことから、従来は国、道による垂直型の支援だけではなく、基礎自治体間の横のつながりによる水平型支援の仕組みを構築し、その活動を促進していくためのスクラム支援の中で率先して条例制定を行う趣旨の説明を受けました。

これに各委員から、今後新たな自治体との協定は想定されている条文なのかという質問には、杉並と名寄市が協定を結んでいることで杉並区と南相馬市、小千谷市、東吾妻町が協定を結んでいてスクラム支援が構築されている。このような形で今後大きな災害が予想されるが、特に大都市の災害に名寄市の規模で大きな費用などを考慮すれば無理な面もあり、当面は新たな協定は想定しない

との答弁がありました。

次に、現在の国、道の災害救助法では、自治体間の連携支援は対象になっていないので、直接的な支援もおこなっているが、どのような内容になっているのかという質問には、国で対象としている甚大な災害については中央に防災会議があり、一定の基準を定めてあり、その要件を満たす情報の収集などに時間がかかることなどから難しい面もあると答弁がありました。

また、委員会から資料請求した国、道の災害支援の内容の説明では、国、道では自治体間同士の相互協力は想定されていなく、大きな災害時には即応できない現状となっていると説明を受けました。

また、委員会から資料請求した他の類似した災害協定条例の資料については、現在協定条文とも同時に進んでいる状況で、入手はできても公表できない部分もあり、概要についての説明を受けました。

次に、9条文中の支援する項目についてどのような項目を想定しているのかという質問では、想定される災害の種類と規模により要請する基準の必要性を含めて今後別に定めることが必要になってくるとの答弁がありました。

次に、第7条の2項の負担する費用について、負担する金額についての規定はあるのかとの質問には、スクラム支援に対する基本姿勢は十分にあるが、市の力量の中で具体的に示すことは難しく、力量の範囲の中で支援する考えを膨大な費用には想定はしていないとの答弁がありました。

次に、句読点を含めた文言の整理等、文中で杉並区を核とした調整はどの自治体がするのかわかりにくいのではないかという質問では、類似した参考資料はないが、法に沿った条文であり、杉並区の他に協定している市町村と協力して支援を行うということで調整して、他の自治体と協力する意味であるとの答弁がありました。

委員からの統一した意見として、自治体相互支

援の必要性と市民の安心のためにも早急に対応する必要があると意見をいただき、以上の審査経過から、第4回定例会に付託されました議案第18号 名寄市防災会議条例及び……

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩します。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時21分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

○総務文教常任委員長（駒津喜一議員） 大変失礼をいたしました。付託されました件名が違っておりましたので、この場で訂正をさせていただきます。

冒頭に申しました付託されました件名は、名寄市災害時における相互支援に関する条例の制定についてに改めたいと思いますので、訂正のほどよろしくお願い申し上げます。

戻ります。以上の審査経過から、第4回定例会に付託されました議案第18号 名寄市災害時における相互支援に関する条例の制定について、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしましたので、以上当委員会の審査の経過と結果の報告といたします。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

正副委員長は自席にお戻りください。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、平成24年第4回定例会付託議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 平成24年第4回定例会付託議案第19号 名寄市高齢者、

障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、平成24年第4回定例会付託議案第20号

名寄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について、平成24年第4回定例会付託議案第21号 名寄市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について、平成24年第4回定例会付託議案第22号 名寄市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、平成24年第4回定例会付託議案第24号 名寄市営住宅管理条例の一部改正について、以上5件を一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

経済建設常任委員会、竹中憲之委員長。

○経済建設常任委員長（竹中憲之議員） 議長より指名をいただきましたので、平成24年第4回定例会で当委員会に付託をされました地域主権改革一括法に関する条例の制定及び一部改正についてであります。議案第19号 名寄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、議案第20号 名寄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について、議案第21号 名寄市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について、議案第22号 名寄市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、議案第24号 名寄市営住宅管理条例の一部改正については、地域主権改革一括法にかかわっての条例の制定及び一部改正となっておりますので、審査経過並びに結果について一括して御報告を申し上げます。

委員会は、1月22日、2月8日の2回開催をいたしました。審査に当たり長内建設水道部長を初め担当職員の出席を願い、詳細な説明を受け、委員からの熱心な質疑もあり、慎重に審査を行い

ました。

委員会において各委員から出されました主な質疑については、議案第19号の名寄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例では、公園内にある管理事務所に車椅子で出入りできないところがあるが、そこには改良が必要という判断が出てくるのか、また条文中の用語の表現の仕方並びに市民にわかりやすい時代にマッチした表現にすべきではないかとの質疑には、既に建築されているものについては建築時の基準に適用しているため、次回の改修時において新しい基準に応じた改修をしていく。また、用語等の関係については上位法との関係性だとか正確性を含め法律用語ということで押さえていただきたいとの答弁がございました。

議案第20号の名寄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例では、この条例が施行されれば第34条に規定している融雪施設、流雪溝または雪覆工を設けることができるのかとの質疑には、あくまでも特定道路であることが条件であり、現在名寄市では該当がなく、特定道路に該当することとなったときに適用となってくるとの答弁がありました。

議案第21号の名寄市道路の構造の技術的基準等を定める条例では、名寄市の場合、ここで掲げている設計基準交通量に適合する道路があるのかの質問に対しては、通常補助事業で道路をつくるときは適用させているとの答弁がありました。

議案第22号の名寄市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例では、当市において2つの準用河川があり、既に整備済みということだが、近年の異常気象からこの条例の施行後さらに改良する可能性はないかの質問には、もともと国の法律に沿って整備をしているので、改良の可能性はないと判断しているとの答弁がありました。

議案第24号の名寄市営住宅管理条例の一部改正では、この条例が施行することによって住宅マスタープランの見直しが出てくるのか、また公営住宅のテレビアンテナの整備及び補修について平家と2階建て以上の建屋とは差異があるのではとの質問に対しては、条例が先行しているが、現在住宅マスタープランも作業中であり、矛盾のない整合がとれるよう進めたい。また、テレビアンテナについては2階建て以上の住宅は危険度と合理性から共同アンテナで対応している。平家建ては、低家賃住宅で入居時に説明し、理解を得、個人対応としている。今後とも従来どおり理解を得て入居していただくとの答弁がありました。

その後採決を行い、平成24年第4回定例会付託議案第19号外4件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、当委員会に付託されました平成24年第4回定例会付託議案第19号 名寄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について外4件についての審査の経過並びに結果の報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） これより、平成24年第4回定例会付託議案第19号外4件の委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、平成24年第4回定例会付託議案第19号について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

次に、平成24年第4回定例会付託議案第20号についての御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

次に、平成24年第4回定例会付託議案第21号について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

次に、平成24年第4回定例会付託議案第22

号について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

次に、平成24年第4回定例会付託議案第24号について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

以上で平成24年第4回定例会付託議案第19号外4件の委員長報告に対する質疑を終了いたします。

正副委員長は自席にお戻りください。

これより採決を行います。

平成24年第4回定例会付託議案第19号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、平成24年第4回定例会付託議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。平成24年第4回定例会付託議案第20号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、平成24年第4回定例会付託議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。平成24年第4回定例会付託議案第21号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、平成24年第4回定例会付託議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。平成24年第4回定例会付託議案第22号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、平成24年第4回定例会付託議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。平成24年第4回定例会付託議案第24号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、平成24年第4回定例会付託議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時34分

○議長（黒井 徹議員） 再開します。

日程第8 平成25年度市政執行方針・教育行政執行方針を行います。

初めに、平成25年度市政執行方針を行います。
加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。平成25年第1回名寄市議会定例会の開会にあたり、市政執行への私の基本的な考え方を申し上げ、議員各位をはじめ、市民の皆様のご理解と御協力をいただきたいと思います。

はじめに

平成22年4月、私が市長に就任して、間もなく丸3年を迎えることとなります。

この間、多くの市民の皆様から、まちづくりに寄せる様々な思いや御示唆、御協力などをいただきながら「明るく元気なまちづくり」の実現に向け、取り組んでまいりました。

こうした中、昨年末に実施された総選挙において政権交代がなされました。新たな政権が目指す「経済再生」には、長年の経済低迷に伴い疲弊した地域経済の活性化を、「災害復興」には、南相馬市をはじめ被災地の一日も早い復興を、心から期待するものであります。

しかし、平成24年度末には長期債務残高が700兆円を超えると見込まれる国の財政は依然厳

しく、地方に対しては、平成24年度補正予算において、公共事業を下支えする「地域の元気臨時交付金」を創設する一方、新年度予算では、地方の行財政改革による努力と矛盾する地方交付税の削減や、地方の裁量拡大に期待された一括交付金の廃止など、地方自治体は、これら政策転換に伴う新たな行政課題に対し、厳しい財政状況の中で、迅速かつ適切な対応が求められることとなります。

また、世界ではグローバル化が一層進み中、欧州経済危機に伴う先進国経済の低迷や新興国の経済成長の減速、不安定な中東情勢など、世界経済は大きく揺れており、国内では円安など一部回復の兆しがうかがえるものの、未だ先行き不透明で不確実な社会経済情勢は、地域における厳しさとなって表れています。

このような変革の時にあたり、私は、初心に立ち返り、新名寄市総合計画を基本としながら10年先、20年先を見据えて、歴史の中で培われた地域の力、市民をはじめ縁のある人の力を結集したオール名寄の体制で、市民の皆様が誇りと愛着を持ち、明るく元気なまちづくりに、全力で取り組んでまいります。

さらに、施策の推進にあたっては、通年ベースとしては、任期4年の最終年度となることから、課題を先送りせず、市民が主役のまちづくりを基本に、しっかりと取り組んでまいりますので、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

市政推進の基本的な考え方

ここに、市政推進の基本的な考え方を申し上げます。

一点目は、「市民と行政との協働」についてです。

明るく元気なまちづくりを進め、かつ持続的に発展させるためには、その主体である市民の皆様の参加が不可欠です。

この間、まちづくりの基本ルールである「名寄市自治基本条例」や、その一つの手法として「名

寄市パブリック・コメント手続条例」を施行してきましたが、一層の具体化に向け、より積極的な情報提供と多様な市民参加の保障、さらには実施方法の工夫や団体等の育成、支援などにも努め、市民と行政とが連携・協力し、共に知恵を絞り、汗を流す協働のまちづくりを進めてまいります。

二点目は、「行財政改革の推進」についてです。

地方自治体が置かれている厳しい環境に対応し、効率的かつ堅実にまちづくりを進めるためには、行財政改革による不断の努力が求められています。

このため、引き続き「簡素で効率的な行政運営」「健全な財政運営」「市民との協働の行政運営」の三本の基本方針により、行財政改革を推進してまいります。

また、行政運営の最大のエンジンは人材であり、意思の共有を強化するとともに、多様化する行政ニーズに柔軟かつ的確に対応し、質の高い行政サービスを提供するためには、職員のスキルアップが不可欠であり、派遣研修等も取り入れた職員研修の充実や外部人材の活用なども含め、人材の育成・確保に努めてまいります。

三点目は、「財産を生かしたまちづくり」についてです。

四季折々の美しい自然と豊かな大地、その利を生かし育まれる食の恵み、その恵みを享受し育つ人、人が伝え磨いた知恵と文化、そこに築かれる魅力ある施設や絆など、本市は、有形無形の財産を誇る、大きな可能性を秘めたまちであります。

4月には、駅前交流プラザ「よろーな」がオープンとなるほか、市民ホールや市立総合病院精神科病棟、市立大学図書館など、今後も新たな財産が加わることとなり、ソフト面の充実や施設間の連携による相乗効果などを発揮して、市民福祉の向上と地域の活性化に向けて取り組んでまいります。

また、地域や人とのつながりは貴重な財産であり、これまでの交流事業などで築かれた絆、これからめぐり合う縁を大切に、発展させることで、

文化の向上、交流人口や物流の拡大を目指してまいります。

平成25年度の予算編成

次に、平成25年度の予算編成について申し上げます。

国の平成25年度予算編成は、日本経済再生に向けて、緊急経済対策に基づく平成24年度補正予算と一体的なものとして「15カ月予算」として編成される一方で、「復興・防災対策」「成長による富の創出」「暮らしの安心・地域活性化」に重点を置くという基本方針が、本年1月29日に閣議決定されました。

地方財政対策については、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額が確保され、地方財政計画の規模は、東日本大震災を除く通常収支分で、前年度比0.1パーセント増の約8兆1兆9,100億円となりました。

このうち地方交付税は、地方公務員給与削減の影響などにより、前年度比2.2パーセント減の1兆7兆6兆4億円となりました。また、各地方公共団体のこれまでの人件費削減努力を反映させる仕組みとして「地域の元気づくり事業費」が盛り込まれ、地方の厳しい財政事情に一定の配慮がなされました。

こうした中、本市の平成25年度各会計予算については、市立大学や市立天文台、道立サンピラーパークなどの多くの財産や、交流都市との太い絆を活用し、総合的な地域振興を推進することを念頭に、基礎自治体としての公共サービスの的確な執行とともに、新総合計画後期計画の具現化を最優先に予算編成しました。

主な事業については、ハードでは食肉センター施設整備事業、北斗・新北斗団地建替事業、南小学校校舎・屋内体育館建設事業、大学図書館建設事業などを、また、ソフトでは、太陽光発電導入の推進や省エネ節電モニター活用などによる新エネルギー・省エネルギーの推進事業や、学校の教育力を高めるための様々な取組を推進する学校力

向上実践事業、また、生活困窮世帯やグループホーム等に入所されている障がいを持つ方がいる世帯を対象に灯油購入費を助成する福祉灯油支援事業など、多くの事業を盛り込みました。

一般会計の予算案は、前年度比3.1パーセント減の1兆8兆8億5,085万2千円となりました。

また、8つの特別会計予算案は前年度比2.6パーセント減の8兆5,431万7千円、企業会計予算案は前年度比28.7パーセント増の1兆3兆5億6,432万7千円、全会計の総額では前年度比5.8パーセント増の4兆4億6,949万6千円となりました。

財源調整的に、財政調整基金で2億9,559万6千円の取崩しを、また、後年度の公債費償還負担を軽減するための繰上償還の財源として、減債基金で3億円を取崩しましたが、普通建設事業の事業量を確保し、新総合計画後期計画で想定される大型事業に備え、大学振興基金などの積み立てを行い、将来の財政健全化を視野に入れた予算を編成しました。

今後も、行財政改革に取り組みながら、健全な財政運営に努めてまいります。

“市民と行政との協働によるまちづくり”

コミュニティ活動の推進

次に、コミュニティ活動の推進について申し上げます。

住民の最も身近な自治組織である町内会の活動を推進するため支援を行っておりますが、少子高齢化や核家族化の進行、生活様式や価値観の多様化により、様々な課題が生じています。

昨年実施した「町内会アンケート調査」では、町内会への未加入や役員の担い手不足などの課題のほか、町内会の枠を越えた活動を求める意見も多く出されていることから、コミュニティ活動への支援を継続するとともに、地域連絡協議会の活動を促すため、地域連絡協議会等活動交付金の拡充を図ってまいります。

また、風連地区における地域コミュニティ施設

については、名寄市風連地区地域振興審議会の答申を踏まえ、今後の方向性について検討を進めてまいります。

人権尊重と男女共同参画社会の形成

次に、男女共同参画社会の形成について申し上げます。

固定的な性別役割分担意識の解消や社会制度・慣行の見直しを進めるため、名寄市男女共同参画推進計画に基づき、広報・啓発活動を中心として、男女共同参画社会の実現に向けた活動を推進してまいります。

情報化の推進

次に、情報化の推進について申し上げます。

平成24年度に移行した総合行政システムクラウド化の利点を最大限生かせるよう、平成25年度は災害時等におけるICT業務継続計画を策定し、住民サービスが非常時にも対応可能な体制づくりに努めてまいります。

交流活動の推進

次に、国際交流について申し上げます。

友好都市ロシア連邦ドーリンスク市との交流では、本市に訪問団を迎えるほか、旭川市をはじめ稚内市、留萌市、紋別市、士別市の5市と連携して「ユジノサハリンスク道北物産展」を開催します。また、姉妹都市カナダ国カワーサレイクス市リンゼイとの交流では、交換学生の実入りが予定されており、より強い交流の絆が育まれるよう支援してまいります。さらに、新たに北海道への入込数が最も多い台湾との交流を新たにスタートさせ、中学生野球による交流や、教育旅行モニター事業の実施など、さらなる交流人口の拡大に努めてまいります。

次に、国内交流について申し上げます。

東京都杉並区、山形県鶴岡市藤島との交流では、子どもを含めた人的交流や特産品販売など、さらに充実した交流となるよう推進してまいります。

ふるさと会については、市の情報発信と相互の情報交流に努めるとともに、側面からの支援を通

じて人的・経済的交流を図るなど、活動の充実に向けて支援してまいります。

交流居住の推進については、移住体験「ちょっと暮らし」の受入れ施設として旧風連高校教員住宅を改修整備するなど、取組を進めてまいります。

次に、地域おこし協力隊について申し上げます。

本制度は、総務省事業として、地方自治体が都市住民を受け入れて、地域における活動に従事させ、併せて定住・定着を図りながら、地域の活性化への貢献を目的とするもので、本制度を活用した定住の促進と新たな人材の確保、育成に取り組んでまいります。

初年度となる平成25年度は、基幹産業である農業の担い手対策として新規就農を希望するもの2人、観光振興計画の推進に有効なスキルを有するもの1人、合わせて3人を募集する予定です。

広域行政の推進

次に、広域行政の推進について申し上げます。

定住自立圏構想に基づく北・北海道中央圏については、昨年4月に取組がスタートして、間もなく一年が経過しようとしています。

この間、第2次救急医療事業の構成市町村全体への広がりをはじめ、消費生活相談事業や一般廃棄物処理施設に係る広域化の進展など、共生ビジョンに基づく事業はもとより、名寄市立総合病院整備への道に対する支援要望についても御協力いただくなど、順調な滑り出しとなっており、引き続き、中心市として、その役割を果たしてまいります。

一方、昭和46年に設置された上川北部地区広域市町村圏振興協議会については、国の要綱廃止や、新たな広域連携である定住自立圏のスタートに伴い、先の臨時総会において、廃止が決定しました。つきましては、本定例会におきまして、廃止に係る提案をさせていただきますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

天塩川周辺13市町村で構成する「テッシ・オ・ペツ賑わい創出協議会」については、本年2月

に実施して好評いただいた「移住モニターツアー」を夏にも実施するほか、圏域の住民がお互いの魅力を知り合うための「住民再発見ツアー」を実施するなど、北海道遺産である天塩川を軸とした広域連携と交流人口の拡大に努めてまいります。

効率的な行政運営

次に、効率的な行政運営について申し上げます。

昨年4月に「新・名寄市行財政改革推進計画（後期）」を策定して、具体的な取組を進めてきています。

基本的な考え方としては、簡素で効率的な行政運営を推進するため施策推進体制の充実、人材育成の推進、組織のスリム化及び事務事業の改善に努めてまいります。また、健全な財政運営を推進するため、指定管理者制度による施設管理の民間委託をはじめ、公債費などの適正化や使用料、手数料、負担金及び補助金の見直しを定期的に行うこととしており、平成25年度においては負担金及び補助金の見直しを行います。

市民との協働の行政運営を推進するため自助、共助、公助の原則のもと、市民と行政が役割を分担し、市民参加によるまちづくりを進めてまいります。

また、組織のスリム化に伴って職員の人材育成が急務であることから、「新・名寄市人材育成基本方針」に基づき、職員研修の充実と人事管理制度の確立などに取り組んでまいります。特に職員の意識改革や資質向上のため、新たに（財）地域活性化センターへの職員派遣を実施するとともに、道外先進地における自主研修についても取り組んでまいります。さらに、平成24年度から実施している東京都杉並区への職員派遣を継続してまいります。

陸上自衛隊名寄駐屯地の堅持

次に、自衛隊関係について申し上げます。

陸上自衛隊名寄駐屯地は、昭和28年に設立され、本年、設立60周年の節目を迎えることとなります。

この間、まちづくりをはじめ、地域経済、文化・スポーツ、コミュニティなど様々な分野で本市との絆を深めてきたことはもとより、他の隊区内市町村からも地域活動への貢献や災害時等における安全・安心への対応など、厚い信頼と密接な関係が築かれ、昭和35年には隊区内関係者等による名寄地方自衛隊協力会の発足、さらには、各市町村においても後援組織が結成されるなど、この北・北海道の地域とともに歴史を刻んできたといえます。

このことから、駐屯地所在地として、設立60周年を一層の交流、理解の場とし、より密接な関係が築かれるよう、関係機関、団体等と連携、協力しながら、積極的に支援するとともに、今後とも、地域住民の総意をもって、駐屯地の現体制の堅持に向け、国への要望活動に取り組んでまいります。

“安心して健やかに暮らせるまちづくり”

健康の保持増進

次に、保健事業について申し上げます。

健康づくりの推進については、平成24年度に策定した名寄市健康増進計画「健康なよろ21（第2次）」に基づき、健康意識の啓発と市民、地域、行政が連携した体制づくりに努めてまいります。

母子保健事業については、妊婦・乳幼児健診や子育て相談をとおして、妊娠期から乳幼児期まで一貫した支援体制の充実を図り、安心して子どもを生き育てられる環境づくりに努めてまいります。

また、感染症予防に関する正しい知識の普及啓発や予防接種の充実を図り、感染症予防の推進に努めてまいります。

地域医療の充実

次に、名寄市立総合病院について申し上げます。

平成25年度の診療体制については、新たに旭川医科大学から消化器内科、循環器内科及び産婦人科に常勤医師を派遣いただける予定となっております。さらに充実した診療体制が可能となる見込み

です。

他の診療科については、佐古院長の勇退により、脳神経外科で常勤医が3人となりますが、全体として大きな変更はありません。

また、一昨年から定数が5人拡大された初期臨床研修医については、マッチングシステムで決定された5人の1年次研修医を採用する予定です。

地域医療再生計画事業については、道北圏地域医療再生計画で進める精神科病棟改築事業を1月19日から本格着工しており、来年3月末に本体工事が完成する予定です。

道北北部連携ネットワークシステム整備事業については、基幹病院となる名寄市立・士別市立・市立稚内・枝幸国保の4病院をオンライン化したシステムの3月末完了に向け、整備を進めています。これにより圏域内医療機関の診療情報共有化による診療体制の高度化が図られることとなります。

名寄市病院事業長期計画については、平成24年度に中間年として、医療をはじめとする社会情勢の変化による見直しを行うとともに、自治体病院等広域化連携構想・上川北部地域行動計画に基づき、市立病院が地域で果たす役割などを明記しました。

医療を取り巻く経営環境が厳しい中、これまでの改革プラン同様に、計画されている事業の達成に向けて、より一層努力してまいります。

子育て支援の推進

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

子育て支援施策の充実については、「次世代育成支援後期行動計画」に基づき、次世代を担う子育て家庭を地域全体で支援する環境づくりを進めてまいります。

保育行政については、多様な保育ニーズに対応し、きめ細かな保育事業を進めるとともに、子育て支援では、日本一のもち米産地に由来して誕生もちを贈る「子育て応援事業」など、新たな事業に取り組むほか、関係機関との緊密な連携のもと、

家庭への訪問など、その充実に努めてまいります。

障がい児福祉の充実については、発達の遅れや障がいを持つ児童とその家族が身近な地域において、適切な相談・支援が受けられる体制づくりを進めてまいります。

また、児童虐待などについては、個々のケースに応じて迅速かつ適切な対応に努めてまいります。

子ども・子育て支援新制度に伴う各種関連事業については、今後も国の動向を注視し、制度の研究に努めてまいります。

地域福祉の推進

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

名寄市地域福祉計画に基づく福祉事業の推進については、計画に掲げた目標達成に向け、基本事業の取組を進めてまいります。

また、国において税と社会保障の一体改革による制度改正が進められていることから、情報の収集に努めるとともに、社会福祉協議会や社会福祉関係団体などと連携し、住民福祉の向上に努めてまいります。

さらに、これまで低所得者支援対策の緊急措置として実施していた福祉灯油支援事業については、厳寒期における恒常的事業として実施することとし、要綱などの整備を進めてまいります。

高齢者福祉の充実

次に、高齢者福祉の充実について申し上げます。

本市の1月末における65歳以上の高齢者人口は8,415人で、高齢化率は28.10パーセントと、前年同期比120人、0.58パーセントの増となっています。

高齢者の皆様が住み慣れた地域で、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、平成24年度からスタートした名寄市第5期高齢者保健医療福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、生きがい対策や健康の保持、介護支援など、各種サービス事業を推進してまいります。

施設関係については、入居されている方の安全・安心の確保や利便性の向上を図るため、特別養

護老人ホーム清峰園では自家発電機の増設、しらかばハイツでは、ナースコールの更新を行います。

また、昨年11月に市内の郵便局や新聞販売店などの協力により構築した「名寄市地域見守りネットワーク事業」の拡充を図り、地域全体でさらなる見守り体制を進めてまいります。

さらに、救急医療情報キット「命のカプセル」交付事業については、3年が経過することから情報更新、市内全地域への普及など事業の推進に努めてまいります。

障がい者福祉の推進

次に、障がい者福祉の推進について申し上げます。

本年4月、現行の障害者自立支援法から障害者総合支援法へ移行することから、利用者への制度周知に努めるとともに、適切なサービス提供に取り組んでまいります。

また、昨年から実施しているサービス利用者のケアプラン作成と経過観察による個々の効率的なサービス提供や就労による自立促進については、指定特定相談支援事業所と連携し、名寄市障がい福祉実施計画に基づき推進してまいります。

国民健康保険

次に、国民健康保険について申し上げます。

国民健康保険税については、平成25年度から税率を改定することとなりました。

5年ぶりに実施する今回の改定は、後期高齢者支援金と介護納付金の抛出超過を解消することが目的で、低所得者層に配慮して、必要最小限の改定幅としています。また、今後の安定的な運営のため、国などへの財源支援の要望と併せ、医療費適正化に向けた取組を進めてまいります。

“自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり”

循環型社会の形成

次に、廃棄物処理対策について申し上げます。

環境への負荷が少ない循環型社会を形成するため、環境衛生推進員による分別指導や出前講座、

資源集団回収のほか、段ボールコンポスト、古着・廃食用油の拠点回収などの推進による、ごみの発生抑制・減量化及び再資源化の啓発活動に努めてまいります。

最終処分場の広域設置については、平成30年4月の開設を目指して、本市をはじめ、美深町、下川町、音威子府村の4市町村で取り組み、平成25年度から名寄地区衛生施設事務組合内に推進室を設け準備を進めることとなり、これに伴い、本市から職員1人を事務組合に出向させるとともに、関係部局と連携を取り事務を進めてまいります。

次に、新エネルギー・省エネルギーについて申し上げます。

新たに策定した「名寄市新エネルギー・省エネルギービジョン」の推進に向け、一般住宅等における太陽光発電施設の設置や省エネルギーに係るモニター事業の導入をはじめ、新エネ・省エネ展などの啓発事業について、民間との連携・協力により取り組んでまいります。

また、公共施設の整備等に併せた新エネ・省エネ技術の導入や民間企業への支援についても、タイミングや諸条件を充分勘案しながら検討を進めてまいります。

消防

次に、消防事業について申し上げます。

住宅防火対策については、全国的に住宅火災による死者の6割以上が高齢者となっていることから、高齢者世帯の防火訪問を強化するとともに、住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理を進め、焼死火災発生の抑止に努めてまいります。

消防・防災体制については、老朽化した消防団車両及び消火栓の更新を行い、消防体制の充実強化に努めてまいります。

また、近年の大規模災害における消防の広域的活動に対応するため、消防・救急無線のデジタル化整備を進めてまいります。

防災対策の充実

次に、防災対策について申し上げます。

市民の安全・安心を確保するため、地域防災計画に基づく防災訓練の実施や自主防災組織の育成、災害時要援護者の支援の拡充を図ってまいります。

河川の防災対策については、危険箇所の修復工事を実施するとともに、風連地区の無名川に水位通報装置を設置し、減災及び防災対策の推進に努めてまいります。

また、災害緊急事態等における非常放送及び緊急放送に関する協定を締結する地元コミュニティFMの難聴解消に向け、防災コミュニティ通信事業を実施してまいります。

交通安全

次に、交通安全対策について申し上げます。

去年は、交通死亡事故が発生し、2人の尊い命が失われたほか、死亡につながる重大事故も起きています。このような痛ましい事故を繰り返さないよう、各町内会や関係機関・団体などと連携を密にし、通年運動をはじめ6期60日間の期別及び特別運動や児童・高齢者を対象とした交通安全教室など、交通事故の根絶に向けて幅広い交通安全運動を展開してまいります。

生活安全

次に、生活安全対策について申し上げます。

犯罪のない安全で安心な市民生活の実現のために、名寄市安全安心地域づくり推進協議会、安全安心円卓会議及び各小学校の安全安心会議により地域の状況把握、情報交換に努めるほか、青色回転灯装備車及び公用車による啓発活動を進めてまいります。

また、暴力団が市民生活や社会経済活動に不当な影響を与える存在であるとの認識のもと、暴力団の排除に関し必要な事項を定めた条例の制定を進めてまいります。

地域の深刻な問題となっている空き家などの対策については、先進事例を研究し、実効性のある関係条例の制定を進めてまいります。

消費生活の安定

次に、消費生活の安定について申し上げます。

消費者被害を未然に防止するため、消費者が正しい知識を得られるよう適切な情報提供及び啓発活動を進めてまいります。

また、4月から消費者センター事務所を駅前交流プラザ「よろーな」に移転し、消費者相談員の体制を現行の1人から2人に強化するとともに、本市を含む5市町村の広域消費生活相談を行うこととしました。

今後とも、迅速な対応、適切な相談業務に努めてまいります。

住宅の整備

次に、住宅の整備について申し上げます。

北斗・新北斗団地建替事業については、北斗団地1棟12戸の建設、新北斗団地2棟8戸の住戸全面改善、1棟4戸及び旧店舗の解体並びに平成26年度着工分の実施設計を行ってまいります。

改善事業については、公営住宅等長寿命化計画に基づきノースタウンなよろ団地施設改修工事を3カ年での実施を予定しており、平成25年度は国の補正予算を活用し、1棟30戸の改修工事を実施するほか、併せて平成26年度着工分の実施設計を行ってまいります。

また、震災から生命と財産を守るための耐震診断、耐震改修に対する補助制度や相談窓口の活用について、広く市民にPRしてまいります。

都市環境の整備

次に、公園の整備について申し上げます。

都市公園のリニューアル事業については、長寿命化計画に基づき浅江島公園ほか1カ所の老朽化施設の改修を行い、安全・安心な遊び場や憩いの場を確保してまいります。

上水道・簡易水道の整備

次に、水道事業について申し上げます。

利用者に安全な水を安定供給するため、老朽管更新事業として16線道路ほか13路線の老朽管を更新し、配水管整備事業として市道29線ほか2路線を整備してまいります。併せて、給水区域

内の漏水調査と配水管洗浄作業を継続実施してまいります。

簡易水道事業については、安定した水道用水を確保するために、智恵文八幡地区浄水場の濾過設備や改良工事を行ってまいります。

サンルダムについては、平成22年9月の国土交通大臣の指示により進めてきたダム事業の検証において、総合的な評価の結果、ダム案が最も有利となり、平成24年11月にダム事業を継続とする対応方針が決定され、平成25年度政府予算案において本体工事関連費用として30億4,600万円が計上されたところです。

ダムの完成までには本体工事着手後5年間を要するため、一刻も早く安定的な水源の確保がなされるよう国と連携して取り組んでまいります。

下水道・個別排水の整備

次に、下水道事業について申し上げます。

安定した維持管理のために、名寄下水終末処理場沈砂池設備の更新を行うとともに、継続事業では、雨水排水路豊栄川3号幹線の整備を行ってまいります。

また、処理場施設及び管渠施設の長寿命化に必要な実施設計、基本計画を実施します。

個別排水整備事業については、農村部における快適な生活環境を確保するため、合併浄化槽15基の設置を予定しています。

道路の整備

次に、道路整備について申し上げます。

継続路線では、昭和通をはじめ西4条仲通ほか3路線の整備を行い、このうち南11丁目東通、南10丁目西仲通及び東1条通については平成25年度完了の予定です。

新規路線では、郊外幹線道路として徳田18線緑丘連絡線の道道旭名寄線から市道緑丘支線までの一部区間の道路改良舗装に着手し、舗装率向上に努めてまいります。

総合交通体系

次に、公共交通について申し上げます。

地域住民の足である公共交通を確保するため、「名寄市地域公共交通総合連携計画」に基づき、バス路線維持対策を推進するとともに、市街地における利用しやすい公共交通体系を目指して、昨年7月から市内循環バス2路線を再編した「コミュニティバスの実証運行」を実施しているところです。

日常生活に欠かすことのできない医療機関への通院や商店への買物、さらには、福祉施設など各公共施設を結ぶバス路線として利便性や効率性を高める一方、駅前交流プラザ「よろーな」を中心とした賑わい創出に向け、検証、改善を図りながら実証運行を継続してまいります。

雪を活かし雪に強いまちづくりの推進

次に、除排雪事業について申し上げます。

除雪については、冬の快適な生活環境の確保や生産活動を維持するために、車道4.45キロメートル、歩道5.6キロメートルの実施を予定しています。

排雪については、道路幅員確保と交通安全対策のためのカット排雪及び交差点排雪を重点に実施します。また、スリップ事故防止策として、危険箇所への砂の散布を行ってまいります。

さらに、効率的で効果的な除排雪体制とするために、市道・私道除排雪助成事業、排雪ダンプ助成を継続し、除排雪水準の向上に努めてまいります。

“創造力と活力にあふれたまちづくり”

農業・農村の振興

次に、農業・農村行政について申し上げます。

農業・農村では、年間所得の減少、担い手不足の深刻化や高齢化といった厳しい状況に直面していることから、国は、平成23年に農林漁業の6次産業化などを柱とする「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」を決定しています。

また、道北なよろ農業協同組合においては第3次地域農業振興計画を策定し、平成25年度から

スタートすることとなります。

本市においては、「新名寄市農業・農村振興計画」に基づき、関係機関・団体と連携・協力して担い手の育成や産地づくりに取り組むほか、薬用作物などの新たな作物の研究、有害鳥獣による農作物被害の防止対策、6次産業化推進などの施策を講じながら農業政策を展開してまいります。

また、「TPP（環太平洋経済連携協定）」については、農業を基幹産業とする本市にとって大きな影響が予想されることから、農業団体をはじめ、関係機関、団体と連携して対応してまいります。

食育の推進については、平成25年度から始まる第2次「名寄市食育推進計画」に基づき、市民・地域・行政・関係機関や団体が連携して安全で安心な農作物の地産地消などを推進してまいります。

次に、米政策について申し上げます。

平成25年度産米の配分については、前年比97.9%の1万3,285トンで、その内訳はもち米1万1,774トン、うるち米1,511トンと示されており、良質米生産と安定出荷に取り組んでまいります。

戸別所得補償制度については、新政権による見直し作業が行われていますが、平成25年度については継続した取組となっていることから、産地資金の有効活用を図るなど、関係機関・団体と協力し、農家経営の安定に努めてまいります。

次に、中山間地域等直接支払制度及び農地・水保全管理支払交付金事業について申し上げます。

中山間地域等直接支払事業は、名寄及び風連地域においてそれぞれ集落協定が結ばれ、条件不利地における営農の継続と集落での共同取組活動が行われており、名寄地域3,204万円、風連地域6,319万円の交付予定となっています。

農地・水保全管理支払交付金は、9活動組織の共同活動支援として1億2,344万円、8活動組織による向上活動支援として4,195万円がそれ

ぞれ交付される見込みとなっています。

次に、農業振興センターについて申し上げます。

関係機関、団体、農業者が連携し、高い技術に根ざした体質の強い農業づくりを目指すため、引き続き営農技術指導体制の確立、地域適応試験及び実証試験圃の設置、土壌診断などに努め、地域農業を支えるための取組を進めてまいります。

次に、有害鳥獣対策について申し上げます。

エゾシカ対策については、昨年5月に焼却施設が完成し本格稼働していることから、駆除の実施時期を早めるなど、被害防止に努めてまいります。

ヒグマ対策については、広報なよろなどにより予防と安全対策の周知を図ってまいります。また、ヒグマが現れた場合は、住民への危険周知を図るとともに、猟友会、警察などの関係機関や団体と連携のもと、住民の安全・安心対策に努めてまいります。

次に、畜産の振興について申し上げます。

飼料穀物や配合飼料などの生産資材価格の高止まりが続き、酪農・畜産経営は依然として厳しい状況にあります。このため、飼料の自給率や生産性の向上を図るため、関係機関や団体と連携し、経営安定に向けた取組を進めてまいります。

また、昨年、畜産物処理加工施設が完成したことにより、安全で安心な畜産加工品の安定生産と雇用拡大につながっています。

次に、名寄市立食肉センターについて申し上げます。

本年1月から新しい施設でのと畜業務が開始されており、平成25年度の新係留場改修により2カ年の事業が終了します。

今後とも、施設の衛生管理の向上と作業環境の改善を図り、安全で安心な食肉の提供と併せ、畜産振興による地域経済の活性化を図ってまいります。

次に、農業農村整備事業について申し上げます。

安全で高品質な農産物の安定生産、作業機械の大型化及び輪作体系の確立による農業経営の安定

を図るため、農業生産基盤の整備、保全を推進してまいります。

「道営経営体育成基盤整備事業」名寄東地区では、引き続き区画整理、暗渠排水、客土、用排水路などの整備を実施してまいります。

「道営ため池等整備事業」クラヌマ排水地区では、排水路の整備を進めており、平成25年度完了を予定しています。

新規事業では、国営事業の「国営造成施設保全事業」風連地区が、御料ダム、風連ダムの補修及び機器更新並びに幹線用水路の施設補修を10カ年事業として実施されます。また、道営事業として「道営基幹水利施設ストックマネジメント事業」忠烈布地区が、忠烈布ダムの洪水吐きの長寿命化対策事業が3カ年事業として実施されます。

市の事業では、「農道緊急整備事業」智恵文北5号西線を2カ年事業として実施するほか、「土地改良施設維持管理適正化事業」として、瑞生水利組合が管理する揚水機場ポンプ施設の整備補修を実施してまいります。

林業の振興

次に、林業の振興について申し上げます。

カラマツをはじめトドマツなどの人工林は、収穫の時期を迎えており、その豊富な森林資源は、今後の道産材の需要拡大に期待できる状況となっています。

一方、森林は、地球温暖化防止など多面的機能を持つ貴重な財産であり、森林資源の循環システムを確立して未来に引き継ぐ必要があることから、今後も森林の健全な育成を図るため、市有林の維持管理や造林を実施するとともに、近年関心が高まっている再生可能エネルギーとしての活用策についても、広域的な見地を含め模索してまいります。

また、本年4月からスタートする「森林経営計画」については、円滑な移行を図るとともに、国や道の助成制度を活用しながら民有林の整備を図ってまいります。

商工業の振興

次に、商工業の振興について申し上げます。

北海道財務局が1月に発表した道北経済月報では、道北の経済情勢は、小売店売上高が前年同月比16カ月連続の減、新車登録台数も3カ月ぶりに減となるなど、消費回復の兆しは依然見られないとし、持ち直しの動きに鈍さが見られると分析しています。

このような状況の中、平成25年度は中小企業振興条例に基づき、都市再生整備計画で進める中心市街地の環境整備事業を支援するほか、商店街ファサード整備事業については、「大通り会」が計画を立てており、引き続き整備に向けた協議を進めてまいります。

また、中小企業の助成制度や融資制度については、関係機関による見直し作業部会などとの協議を進め、より利用しやすい制度の構築に向け、検討を進めてまいります。

次に、駅前交流プラザ「よろーな」について申し上げます。

本年4月に供用を開始する駅前交流プラザ「よろーな」については、当面、市が施設管理を行うこととし、これまでの関係機関や団体との協議を踏まえながら、施設の有効利用や賑わいづくりに向けた取組を進めてまいります。

特に、観光インフォメーション機能を担うNPO法人なよろ観光まちづくり協会をはじめ、関係団体や入居団体、利用団体などと連携して、施設の利用促進や中心市街地への誘導に努めてまいります。

雇用の安定

次に、労働関係について申し上げます。

本年3月卒業予定の高校生、大学生の進路動向については、依然として厳しい経済情勢を背景に、雇用も厳しい状況にあります。

本年1月末における市内各校の就職内定率は、名寄市立大学76.4パーセント、名寄市立大学短期大学部83.0パーセント、名寄高等学校94.7

パーセント、名寄産業高等学校97.7パーセントとなっており、今後もハローワーク、商工会議所、商工会、企業、学校などと連携して就職希望者の雇用確保に努めてまいります。

平成25年度の緊急雇用創出推進事業では、観光及び物産振興事業で3人の雇用を見込み、就業機会の創出に努めてまいります。

季節労働者対策については、通年雇用化に向け、各種技能講習やホームヘルパー資格取得講習の充実、通年雇用支援セミナーなど、研修機関や関係団体と協力しながら、時代のニーズに適合した研修事業を展開し、雇用の促進に取り組んでまいります。

また、若者の地元就業を支援するため、企業が求める技術者の養成や福祉の現場で働く人材の育成など、中小企業振興条例で定める各種雇用対策の見直し作業についても検討してまいります。

観光の振興

次に、観光振興について申し上げます。

名寄市観光振興計画では、平成25年度を育成期と位置づけており、道内外からの交流人口拡大を目指した観光・物産の受入体制を整備するとともに、観光資源開発事業を展開することとしています。

具体的には、駅前交流プラザ「よろーな」で新たに開設される観光案内所、ひまわり観光、なよろ煮込みジンギスカンなどの新たなご当地グルメによる物産振興、合宿誘致、台湾への宣伝誘致事業の展開や教育旅行受入れのためのメニュー整備など、名寄市観光交流振興協議会を中心とした取組を進めてまいります。

ピヤシリスキー場については、安全・安心な施設運営のため、計画的に整備を進めており、平成25年度は圧雪車の更新などを進めてまいります。

なよろ温泉サンピラーについては、前回の改修から15年が経過しており、緊急を要するボイラー機器や配管関係、冷暖房制御装置などの改修を行い、より快適に利用いただける施設を目指して

まいります。

なお、施設の拡張を伴う改修については、日進地区全体の整備計画と併せて、中長期的視野に立った改修計画の検討を進めてまいります。

次に、北海道立トムテ文化の森について申し上げます。

北海道立トムテ文化の森の移管については、本年2月に北海道から条件の提案があり、現在の北海道指定管理費4年分相当の管理支援費に加え、施設の取り壊し見合い分を施設整備費として一括交付するとともに、市への移管後も既存事業の活用を含め、出来る限りの支援を行うとの内容でありました。

今回、同様に移管を提案された他町村も本案により受諾する方向にあり、かつ本市においては、なよろ健康の森と一体となった必要不可欠な施設であることから、移管を受け入れるとの判断をさせていただいたところです。

移管は平成26年度からとなるため、平成25年度において、なよろ健康の森条例の改正など移管事務を進めてまいります。

“心豊かな人と文化を育むまちづくり”

地域文化の継承と創造

次に、（仮称）市民ホール整備事業について申し上げます。

（仮称）市民ホールについては、「文化・芸術の拠点」「市民コミュニティの醸成の場」、さらには「賑わいづくりの場」として、本年6月を目途に実施設計に基づき建設工事に着手し、平成26年10月のオープンを目指してまいります。

大学教育の充実

次に、名寄市立大学並びに名寄市立大学短期大学部について申し上げます。

保健・医療・福祉の分野で地域社会を支える幅広い職業人を養成し、地域や社会に貢献することを目指す大学として、教育環境の充実に努め、少人数によるきめ細かな教育実践により、ケアの未来をひらき、小さくてもきらりと光る魅力ある大

学づくりに努めてまいります。

近年、福祉と医療の現場で複雑化する様々な課題に対応する人材の育成が求められており、精神障がい者への専門的な援助を行う精神保健福祉士の平成26年度養成開始に向け、平成25年度は演習室、備品、図書等の整備を行い、実習協力施設の確保を図ってまいります。

教育と学術研究の中心となる大学図書館の整備については、平成24年度に策定した基本構想・基本計画に基づき、平成25年度は図書館施設の基本設計に着手してまいります。

また、依然として厳しい就職環境が続く中において、キャリア支援センターを核に学生支援の充実と推進を図ってまいります。さらに、引き続き特別支援学校教員免許の取得が可能となる教育職員免許法認定公開講座を北海道教育委員会の後援を得て実施し、地域の小中学校教員の免許取得率の向上を図るとともにスキルアップの機会を提供してまいります。

以上、市政執行に対する私の所信と基本的な考え方を申し上げます。

市議会議員の皆様、並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げ、平成25年度の市政執行方針といたします。

○議長（黒井 徹議員） 次に、平成25年度教育行政執行方針を行います。

小野教育長。

○教育長（小野浩一君） I はじめに

平成25年第1回定例会の開会にあたり、名寄市教育委員会の教育行政の執行に関する基本的な方針について申し上げ、議員並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと思います。

現在、我が国では、教育基本法に示された教育の理念の実現に向けて、第2期教育振興基本計画の策定が進む中、中央教育審議会により第2期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方が示されました。

その中で、人格の完成や個人の自立など教育の

普遍的な使命を果たすことや、少子高齢化、人間関係の希薄化への対応、東日本大震災から得た教訓を社会全体で共有し教育等に生かしていくことなどの重要性が指摘されております。

また、北海道教育委員会では、「自立」と「共生」を基本理念として第4次北海道教育長期総合計画について、平成20年度以降に実施した教育施策の効果や課題を検証するとともに、経済社会情勢の変化、国の法令や制度改正など教育改革の動向を踏まえながら、今後5年間を見通した施策項目の改定や教育ビジョンの見直しを行い、実効性のある教育施策を推進することとしております。

とりわけ、本道の子どもたちの学力と体力はいずれも全国平均を下回っており、引き続き、その対策が大きな課題となっております。

名寄市においては、このような、国や道の動向を踏まえ、確かな学力、豊かな心、健やかな体など、知・徳・体の調和の取れた児童生徒の育成を目指し、学校、家庭、地域が一体となった教育活動の推進に一層努めていくことが重要であります。

また、市民一人一人が生き甲斐のある人生を送ることができるよう学習環境や学習機会を充実させ、生涯にわたって主体的に学び続け、その成果を社会に生かしていく生涯学習社会の実現に努めていく必要があります。

このような認識の下、名寄市教育委員会では、新名寄市総合計画後期基本計画の主旨をしっかりと受け止め、「心豊かな人と文化を育むまちづくり」を教育・文化・スポーツ分野における基本目標として関係部局や関係機関、団体等との連携を図り、市民の期待と信頼に応える教育行政を推進してまいります。

以下、平成25年度の学校教育、社会教育の主な施策について申し上げます。

II 重点施策の展開

1 学校教育の重点施策の展開

まず、はじめに学校教育の重点施策について申し上げます。

新年度の学校教育については、平成25年度名寄市学校教育推進計画に基づき、学習指導要領の理念である「生きる力」を育てる教育活動と地域ぐるみで子どもを育てる教育環境の充実を目指し、次の5つの重点的な取組を進めてまいります。

（1）確かな学力を育てる教育の推進

はじめに、確かな学力を育てる教育の推進について申し上げます。

これまでの全国学力・学習状況調査における本市の児童生徒の傾向を踏まえ、思考力、判断力、表現力等の育成、学習意欲の向上や学習習慣の確立などを重視し、確かな学力の育成に努めてまいります。

このため、教育改善プロジェクト委員会の取組を一層充実してまいります。具体的には、児童生徒に基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、思考力、判断力、表現力等を育むため、道教委のチャレンジテストの効果的な活用、習熟の程度に応じた指導の工夫改善、言語活動の充実、家庭学習の充実を図ってまいります。教員の授業力向上を図るため、巡回指導教員の効果的な活用や学校間連携による研修活動を進めてまいります。また、児童生徒の学習意欲や主体的に学習に取り組む態度を育むため、天文台や学生ボランティア等の地域の教育資源を積極的に活用してまいります。

学校力向上に関する総合実践事業では、実践指定校の名寄小学校と近隣校の名寄南小学校、名寄西小学校、風連中央小学校が連携して、基礎学力保障の取組や初任者研修の自校での実施を一層進めてまいります。

今後も、教育改善プロジェクト委員会の取組と学校力向上に関する総合実践事業を連動させながら、市内の小中学校が一体になった学力向上の取組を推進してまいります。

国際理解教育につきましては、外国人英語指導助手や外国語指導講師を配置して効率的な派遣方法を工夫するとともに、小学校外国語活動については、各種研修会への参加や名寄市教育研究所の

研究班活動などを通して教員の指導力向上を図り、充実に努めてまいります。

キャリア教育につきましては、その意義について教職員の理解を十分深めるとともに、児童生徒が職場体験などの体験活動を通じて学ぶことや働くことの意義を理解し、望ましい勤労観や職業観を身に付けることができるよう指導体制の充実を図ってまいります。

（2）豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進

次に、豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進について申し上げます。

豊かな心の育成につきましては、規範意識や公正な判断力、自他の生命を尊重する心などを育てることが大切なことから、道徳教育については、道徳教育推進教師を中心とした校内体制を確立するとともに、道徳の時間を要として、豊かな体験を取り入れたり、家庭や地域社会との連携を図りながら道徳性が育成されるよう学校の教育活動全体を通じて推進してまいります。

また、生徒指導については、教師と児童生徒との信頼関係を基盤として指導体制を充実させるとともに、家庭や地域社会及び関係機関等との連携を密にして進めてまいります。

とりわけ、いじめについては「いじめの問題の実態把握及びその対応状況等調査」、また、不登校や非行等については「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」を実施し、早期発見、早期対応に努めるとともに、中学校3校に配置しております心の教室相談員による教育相談の実施や、教育相談センターの教育推進アドバイザー、教育専門相談員等との連携により対応してまいります。

また、携帯電話などの利用による問題行動、薬物乱用などについては、生徒指導連絡協議会や関係機関、家庭と連携しながら対応してまいります。

健やかな体の育成につきましては、日常的に運動に親しむ習慣や望ましい生活習慣を身につけ

せることが大切なことから、縄跳びなど各学校の特色を生かした「1校1実践」の取組や「早寝、早起き、朝ごはん」運動等の充実に努めてまいります。また、スキーやカーリングなど地域の教育資源を生かした活動や、チャレンジデー、チームジャンプなど地域行事への積極的な参加を促進してまいります。

フッ化物洗口につきましては、2月からモデル校として名寄南小学校と東風連小学校で実施しております。児童の口の健康と虫歯予防のため、新年度には、全小学校で実施してまいります。

次に、食育の推進について申し上げます。

子どもたちの豊かな人間性を育み、「生きる力」を身に付けさせるためには、何よりも「食育」が重要であります。

食に関する指導は、栄養教諭が中核となり、児童生徒が将来にわたり、望ましい食習慣や食に関する自己管理能力を身に付けられるよう、学校給食を通じ各学校と連携を図りながら進めてまいります。

また、名寄市立大学などの学生が行う給食経営管理実習の受け入れや、栄養学科学生への講義など、大学とは従来どおりの連携を図ってまいります。

学校給食で使用する食材は、安全で安心な食材の選定に細心の注意を払いながら、地場の農畜産物を積極的に活用しております。地場産物を学校給食に取り入れることは、児童生徒が地域や自然との関わりについて学び、農業や農産物について理解を深めるとともに、地産地消の推進に役立つものであり、今後も地域との連携を図りながらより一層の推進に取り組んでまいります。

施設整備につきましては、平成4年の改築以来20年以上が経過しており、安全で安定した学校給食の提供のため、厨芥処理施設の修繕等を行います。

（3）特別支援教育の推進

次に、特別支援教育の推進について申し上げます。

す。

児童生徒一人一人のニーズに応じた支援の充実に図るため、特別支援教育学習支援員の増員や名寄市立大学教授と専門的知識を有する教員で構成する特別支援教育専門家チームによる巡回教育相談を実施いたします。新年度は、名寄市の特別支援教育について共通理解を図り、効果的な取組を進めるため、特別支援連携協議会の主催で、学校等の管理職や転入職員対象の研修会を実施するとともに、連携協議会の組織と活動の在り方を改善してまいります。また、個別の支援計画「すくらむ」の普及促進を図るため、学校や関係機関等が「すくらむ」の目的や利用の仕方に関する情報を積極的に発信できるよう支援してまいります。

（4）安全・安心な教育環境の整備

次に、安全・安心な教育環境の整備について申し上げます。

校区ごとに組織しています安心会議など地域住民や関係機関と連携を図りながら、交通安全指導や安全マップの活用による指導を行い、児童生徒の通学路の安全確保に努めたり、「地域110番の家」の協力や登下校時の見守りなどを通して不審者への対応を行うなど、地域ぐるみで安全・安心な教育環境づくりに努めてまいります。

名寄南小学校の校舎等の改築につきましては、基本設計の策定にあたり「名寄市立名寄南小学校校舎等改築準備委員会」を設置し、より良い教育環境の整備を図るため検討を行っているところで、平成25年度には実施設計を行い、26年度から予定の本体工事の着工に向け、準備を進めてまいります。

（5）信頼される学校づくりの推進

次に、信頼される学校づくりの推進について申し上げます。

学校教育は、保護者や地域住民との信頼関係が基盤となることから、教職員の資質の向上については、名寄市教育研究所の研究班活動や教育改善プロジェクト委員会による校内研修の充実に関す

る取組、今日的な教育課題を踏まえた校内研修、指導主事の要請、各種研修会への積極的な参加促進などを通して進めてまいります。また、服務規律の保持については、教職員一人一人が使命感や倫理観を持って職務を遂行できるよう、校内研修等において道教委からの各種通知や服務規律ハンドブック等を活用し進めてまいります。

学校評価につきましては、各学校が重点目標の達成状況等について評価する自己評価と、保護者や地域住民等が学校の自己評価の結果について評価する学校関係者評価を実施、公表して学校運営の改善に生かしてまいります。また、学校評価の重点目標と学校職員評価の自己目標を関連させるなどして、円滑な学校運営を推進してまいります。

2 社会教育の重点施策の展開

引き続き、社会教育の重点施策について申し上げます。

新年度は、平成25年度から29年度までの社会教育の基本的・総合的推進方策である第2次名寄市社会教育中期計画をもとに、生涯学習の観点に立った社会教育行政を進めてまいります。

(1) 生涯学習機会の提供

はじめに、生涯学習機会の提供について申し上げます。

新年度におきましても、市民講座は生活課題や地域課題など市民の学習ニーズの把握に努めながら、道民カレッジと連携した講座もあわせて実施してまいります。

新たなグループやサークルの組織化及び活性化のための支援事業「ジャックの豆事業」の奨励、更には、既存団体への支援及び協力等を行いながら、市民が自主的な学習に取り組めるよう努めてまいります。

風連地区の交流施設であります、ふうれん地域交流センターの管理等は新年度より施設の有効利用と地域振興を目指し民間の指定管理者に移行します。施設は風連公民館としての位置づけは変わりませんが、管理体制の移行で利用者の方に不便

がかからないように、引き続き生涯学習事業の円滑な推進に努めてまいります。

市立図書館については、市民の知る権利や生涯学習を支援する施設として、幅広い図書資料の収集とレファレンスサービスの充実を図るとともに、新年度は施設の改修による環境改善を行い、利用者へのサービス向上に努めてまいります。

「第2次名寄市子どもの読書活動推進計画」に基づき、図書館と読み聞かせのボランティア団体などが連携し、乳幼児のうちから本に親しむ習慣を醸成するため、家庭での読み聞かせの活動普及、図書館での事業内容の充実に取り組んでまいります。

学校での読書活動の支援として、図書資料の貸出、ブックトークの取組の充実や、道立図書館が行う市町村支援事業の活用を検討するなど、小・中学生の読書活動へつながる環境整備や支援を進めてまいります。

なよろ市立天文台は、オープンから3年を経過する中、名寄市民をはじめ全道、全国の多くの皆さまに御利用いただいております。

平成24年5月7日より休館日を月曜日の1日に見直し、プラネタリウムの上映回数を夏季限定で午後8時からの開催を追加し、利用しやすい環境づくりを進めてまいりました。

新年度においては、多くの利用者の御意見や御要望に応えるために条例の一部を改正し、有料の入館者と無料の来館者の設定による観覧料金の改定をすることで利便性の向上を図ります。

平成23年度から実施しております「小学生による小惑星発見プロジェクト」は、児童の星空への夢がかなえられるように、新年度も実施してまいります。

また、平成24年度に整備しました移動式天文台車を活用するなど、学校教育と社会教育における活動の取組を強化してまいります。更に「教育改善プロジェクト」の取組の一環として理科教育や総合的な学習の時間、体験学習などにおいて生

きた教育資源としての天文台を積極的に活用いただけるよう学校との連携を図ります。

ゴールデンウィークや夏休み期間の特別開館をはじめ、「きたすばる星と音楽の集い実行委員会」との連携による各種イベントを開催するなど、多くの方々に御利用いただけるよう取り組みを継続してまいります。

（2）豊かな地域文化の継承と創造

次に、豊かな地域文化の継承と創造について申し上げます。

新年度におきましても、優れた芸術文化を鑑賞する機会の提供として、芸術文化鑑賞バスツアーを実施するとともに、招聘事業につきましても、引き続き実行委員会などを組織しながら取り組むこととします。また、芸術文化を体験・発表する場として、市民文化祭と連動しながら生涯学習フェスティバルを開催いたします。

平成24年度に策定しました第2次社会教育中期計画において、文化振興条例の制定が推進方策に示されたことに基づき、芸術・文化の継承、地域文化の創造と振興を図るために新年度中に条例を制定します。

（仮称）市民ホールの整備事業につきましては、実施設計に基づき新年度6月を目途に建設工事に着手し、平成26年10月のオープンを目指しております。今後は、「文化・芸術の拠点」として、また「市民のコミュニティの醸成の場」として、市民や利用される団体等の意見も伺いながら、利用しやすく、効率的な管理運営方法の検討と運営体制や条例の整備に取り組めます。また、名寄市全体の芸術文化振興を図るため、見識者を文化芸術アドバイザーとして委嘱いたします。

北国博物館については、オープン以来18年目を迎え、入館者も年間1万2千人を超える市内外の方々に利用いただいております。

新年度も、情報発信と地域に開かれた交流施設として、工夫を凝らした展示会や普及活動を柱に、魅力ある事業展開を図り、延べ入館者25万人の

達成を目指します。

文化財については、天然記念物をはじめ郷土の遺産や市内に点在する史跡を広く市民の皆さんに知ってもらうために文化財・史跡めぐりを行ってまいります。

（3）家庭教育の推進

次に、家庭教育の推進について申し上げます。

子どもの基本的な生活習慣の定着を支援するため、幼児と親を対象とした家庭教育支援講座を実施するなど、親子のコミュニケーションや子どもの発達課題に合わせた家庭教育支援事業を進めてまいります。また、北海道教育委員会が行っている「家庭教育サポート企業制度」につきましても、平成24年度に社団法人名寄青年会議所会員の9社が合同協定を締結するなど、職場において家庭教育を支援する環境づくりに取り組む企業が増えております。今後も協定企業への情報提供に努めるとともに、市内企業等への啓発を行ってまいります。

（4）生涯スポーツの振興

次に、生涯スポーツの振興について申し上げます。

平成24年度に実施しました「市民のスポーツ環境・意識調査」において、スポーツや運動の必要性和継続性、機会や場の創出の大切さが指摘されております。新年度も引き続き市民皆スポーツを目指して、スポーツ施設の整備や改修など環境整備に努めます。

平成24年に60回の記念大会として実施しました憲法記念ロードレースは、市内はもとより市外からも多くの方が参加いただけるよう、実施内容の改善を行います。また、一流選手による実技指導等のセミナーやアスリートとの交流事業、スポーツ推進委員等によるニュースポーツの出前講座などを引き続き実施し、スポーツ人口の拡大や技術向上を図ります。更に、体育協会、地域スポーツクラブなどと協力して、スポーツ団体の育成や指導者の育成・確保、各種スポーツ大会の支援

などにも努めてまいります。

風連地区では風連スキー場のリフト機器の更新を行い、初心者に適したスキー場の充実を図るなど、スポーツ施設の環境整備及びスポーツ普及・振興事業を各種スポーツ団体等との協力により推進してまいります。

（5）青少年の健全育成

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

新年度も子どもたちが自然の中で学ぶ野外体験学習事業「へっちゃんランド」、友好交流都市である東京都杉並区の子どもたちとの「都会っ子交流」、更には、平成24年度から始めました杉並区の小学生との冬季の自然体験交流事業を引き続き実施いたします。また、子ども会育成連合会などと協力して、様々な体験事業や育成者研修等の事業に取り組み、青少年の健全育成や育成環境の整備に努めます。新年度は、ピヤシリ子ども会育成協議会が設立30周年記念事業として、平成5年5月に埋設したタイムカプセルを開封する年になっており、関係者で実行委員会を設立して記念事業に取り組んでまいります。

名寄市児童センター並びに風連児童会館については、自由来館型の施設として遊びやスポーツ、各種行事や体験活動を通して児童の健全育成を図ります。また、名寄市児童センターの体育室の屋根を改修し、安全安心な居場所として施設の充実に努めてまいります。

放課後児童クラブは放課後の児童の安全な居場所を提供し、保護者の仕事と子育てが両立するよう支援を行います。風連児童クラブでは、隣接する風連児童会館を効果的に利用しながら、特色のある行事や児童の安全面に配慮した運営を行ってまいります。また、南児童クラブでは利用希望者が増加傾向にありますので、低学年と高学年の2教室での受け入れ体制をとりながら安全性を確保するなど、きめ細かな運営を行ってまいります。

青少年センターについては、青少年を取り巻く社会環境の変化が、子どもたちの健全な育成に大

きな影響を及ぼしていることから、各町内会からの推薦指導員と共に行う巡視活動の強化や指導員研修会を開催し、青少年の問題行動の未然防止や適切な指導を行います。また、市内小・中・高等学校との協力で青少年表彰、青少年健全育成標語の取組を実施したり、「名寄市児童生徒補導協議会」などと連携する中で、青少年の健全育成に努めてまいります。

教育相談センターのハートダイヤルでは、児童生徒や保護者等からの悩みについて、教育専門相談員による日常の電話相談や面接相談、夜間相談日を設けながら行っておりますが、相談ケースによっては教育現場の協力も必要であり、各小中学校との情報交換にも努めて対応してまいります。

また、適応指導教室では、不登校となる児童生徒の心情や悩みを受け止め、学校復帰と自立に向けた支援を行ってまいります。不登校は、本人だけの問題ではなく、学校や家庭を含む様々な要因が複雑に絡み合って生じる傾向にあります。そのために、教育推進アドバイザーを中心に各学校・関係機関と連携したり、教職員への情報提供に協力しながら、教育相談センターとして対応に努めてまいります。

最後に、放課後子ども教室について申し上げます。

本事業は、平成24年度から小学4年生から中学3年生までを対象に児童センター、市民文化センター、風連地域交流センターを会場にして本格実施してまいりました。新年度は、放課後の子どもたちの過ごし方を見直し、学習習慣の定着を図るため、地域の教育経験者などを生かし、指導を一層工夫してまいります。

Ⅲ むすび

以上、平成25年度の教育行政執行方針について、その概要を申し上げます。

名寄市は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、市立大学を抱える教育都市であり、将来の地域を支える人材を育てる大きな役割と責任を担ってお

ります。

名寄市教育委員会としては、この自覚のもと、これまで以上に学校、家庭、地域社会との連携を深めながら、本市の教育の振興と発展に誠心誠意努力してまいります。

議員並びに市民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、1点御報告を申し上げます。先日3月2日、105年の長きにわたり地域とともに歩んでまいりました名寄市立風連日進小中学校の閉校式がとり行われました。360名を超える多くの皆様の参加を得て盛大に開催され、無事終了いたしましたことをここに御報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で平成25年度市政執行方針・教育行政執行方針を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第1号 名寄市暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 名寄市暴力団排除条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

明るく安全で安心な住みよい社会をつくることは全市民共通の願いであり、反社会的行為を行う暴力団は平穏な市民生活に多大な脅威を与えております。平成22年に福岡県で全国初となる暴力団を排除するための総合的な条例が制定され、その後平成23年には全ての都道府県において暴力団排除条例が制定をされております。本件は、主に市の発注する建設工事その他の事務または事業からの暴力団の排除や市が設置する公共施設の利

用の制限、あるいは暴力団の威力の利用や利益の供与を禁止することなどを規定をしておき、名寄市から暴力団を排除し、全ての市民が安全で平穏な生活を確保するとともに、明るい地域社会を実現するため本条例を制定しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

本件は、市民福祉常任委員会に付託いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第10 議案第2号 名寄市未熟児養育医療費用徴収条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第2号 名寄市未熟児養育医療費用徴収条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次地域主権改革一括法により、母子健康法の一部が改正をされ、これまで都道府県並びに政令市及び特別区が行っていた低体重児の届け出の受理、未熟児の訪問指導、養育医療の給付事務が全ての市町村に権限移譲をされました。本件は、本市が養育医療の給付事務を行うに当たり、扶養義務者等から徴収をする当該給付に要する費用について、必要事項を規定をするため、本条例を制定しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。
本件は、市民福祉常任委員会に付託いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第11 議案第3号 名寄市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第3号 名寄市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

新型インフルエンザ及び全国的かつ急速な蔓延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となることを目的に新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月11日に公布をされました。本件は、当該法律において、市町村は新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることとされたことに伴い、本条例を制定しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。
本件は、市民福祉常任委員会に付託いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第12 議案第4号 名寄市防災会議条例及び名寄市災害対策本部条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第4号 名寄市防災会議条例及び名寄市災害対策本部条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成24年法律第41号、災害対策基

本法の一部を改正する法律の施行に伴い、防災会議の所掌事務を改めるとともに、委員となる者の範囲を改め、また条名の変更を行うため当該2本の条例の一部を改正をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第13 議案第5号 名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第5号 名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が平成24年6月27日に公布されたことに伴い、地方公務員災害補償法について所要の改正が行われることから本条例の一部を改正し

ようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第14 議案第6号 名寄市公民館条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第6号 名寄市公民館条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市風連日進小学校の閉校に伴い、名寄市風連公民館日進分館の位置を改正すること及び別表に規定をする公民館分館の名称、位置、対象区域の表現の統一と内容の整合性を図るため、本条例の一部を改正をしようとするものです。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第15 議案第7号 名寄市へき地保育所条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第7号 名寄市へき地保育所条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成19年12月1日から休所をしておりました日進保育所について、日進地区地域住民との合意のもと、平成25年3月31日をもって閉所をすることになったため、本条例の一部を改正をしようとするものです。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第16 議案第8号 名寄市一般廃棄物処理施設設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第8号 名寄市一般廃棄物処理施設設置条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次地域主権改革一括法により廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正をされ、これまで国が定めていた一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格に関する基準の一部が地方自治体の条例に委任されたことに伴い、本条例の一部を改正をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されま

した。

○議長（黒井 徹議員） 日程第17 議案第9号 名寄市消費者センター設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第9号 名寄市消費者センター設置条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

消費者行政につきましては、平成21年に消費者庁の発足や消費者安全法の制定により、国レベルにおいて消費者行政の一元化が図られ、全ての市町村に消費生活相談の実施を義務づけるとともに消費生活センターの設置について規定をされました。本件は、このことを踏まえ、昭和55年4月に設置をした名寄市消費者センターが平成25年4月から駅前交流プラザよろーなに移転をすることに伴い、位置の変更を行うとともに、名称の変更及び事業項目の整理を行うため、本条例の一部を改正をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第18 議案第10号 名寄市都市計画審議会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第10号 名寄市都市計画審議会条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、本条例で規定をする名寄市都市計画審議会の庶務について、現行の部課名の表記を部のみの表記に改めるため、本条例の一部を改正をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第19 議案第11号 名寄市簡易水道事業条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第11号 名寄市簡易水道事業条例の一部改正について、提案の理由

を申し上げます。

名寄市簡易水道事業条例では、経営の基本として第2条において浄水場ごとの給水人口と1日最大給水量を定めておりますが、このたび智恵文八幡地区の浄水場の増補改良事業を行うに当たり、取水地点の変更及び浄水方法の変更が生じ、変更認可申請の必要がありますので、名寄市簡易水道事業条例で定めている給水人口及び1日最大給水量を改めようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第20 議案第12号 上川北部地区広域市町村圏振興協議会の廃止についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第12号 上川北部地区広域市町村圏振興協議会の廃止について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成20年度をもって国の広域行政圏計画策定要綱が廃止をされ、また平成24年度から定住自立圏による連携事業により広域連携に係

る施策の推進を行っていることから、構成市町村においても同協議会の廃止について合意をされており、同協議会の廃止をするため、地方自治法第252条の6の規定により準用する同法第252条の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第21 議案第13号 平成24年度名寄市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第13号 平成24年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、国の緊急経済対策に対応し、平成25年度当初予算から平成24年度補正予算へと前倒しで実施をする事業のほか、年度末に当たり事業の確定に伴う事業費や人件費などの調整が主なものでありまして、歳入歳出それぞれ8億3,821万円を追加をして、予算総額を210億4,

712万6,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきまして地域交通対策事業費1,878万5,000円の追加は、コミュニティバス試験運行に係る事業を平成25年度当初予算から前倒しで実施をすることなどから補助金を増額しようとするものであります。

4款衛生費におきまして病院事業会計繰出金8,142万7,000円の追加は、精神科など不採算部門の単価アップがあったこと、周産期医療に係る経費の算定があったこと、また基礎年金拠出金に要する経費の算定があったことなどから繰出金を増額しようとするものであります。

8款土木費におきまして市道除雪・排雪対策事業費6,215万2,000円の追加は、主に今年度の降雪の状況により増加をしている排雪に係る経費を増額しようとするものであります。

同じく8款土木費におきまして公営住宅環境整備事業費5,314万5,000円の追加は、ノースタウンなよろ団地改修工事を平成25年度当初予算から前倒しで実施をすることなどから事業費を増額しようとするものであります。

10款教育費におきまして（仮称）市民ホール整備事業費10億9,402万円の追加は、（仮称）市民ホール整備監理委託料及び整備工事費を平成25年度当初予算から前倒しで実施をすることなどから事業費を増額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。各事業費の追加及び確定に伴う国庫支出金、道支出金、市債などの特定財源の調整を行ったほか、1月末の収納状況等から判断をして市税、使用料及び手数料などで必要な調整を行いました。

19款繰入金では、財政調整基金の繰入金を減額をし、収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、第2表、継続費補正につきましては、

（仮称）市民ホール整備事業の追加をしようとするものであります。

次に、第3表、債務負担行為補正につきましては、名寄庁舎環境衛生管理業務委託料ほか6件の追加をしようとするものであります。

次に、第4表、地方債補正につきましては、事業債の確定に伴い変更をしようとするものであります。

次に、第5表、繰越明許費につきましては、年度内に完了しない議会運営事業費ほか4件を繰り越ししようとするものであります。

以上、補正の概要について申し上げましたが、細部につきましては総務部長から説明をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 補足説明を扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） それでは、一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けて補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出から説明をさせていただきます。議案第13号の28ページから29ページをお開きください。2款総務費、1項1目一般管理費で備荒資金組合超過納付負担金1億5,000万円の追加は、今後見込まれる地方交付税の合併算定がえの終了など将来の安定的な財政運営に備え、負担金の超過納付を行おうとするものであります。同じく一般管理費で減債基金積立金1億122万2,000円の追加は、将来の公債費負担の軽減化に備え、積み立てを実施しようとするものであります。同じく一般管理費で公共施設整備基金積立金1億17万円の追加は、老朽化する公共施設の改修などに備え、積み立てを実施しようとするものであります。

48ページから49ページをお開きください。4款衛生費、1項4目病院費で名寄東病院振興基金積立金7,620万2,000円の追加は、交付税で措置された経費について積み立てを行い、老朽

化部分の改修等に備えようとするものであります。

58ページから59ページをお開きください。

6款農林業費、1項6目農地整備費で経営体育成基盤整備事業費（名寄東地区）で645万円の追加は、国の補正第1号により事業が増加したことによるものであります。

次に、歳入について申し上げます。10ページから11ページをお開きください。1款市税におきまして市民税で4,070万1,000円の追加は、個人では年少扶養控除額の減少や給与所得、農業所得などの増加と法人では申告所得の増加などによるものです。

また、市たばこ税で2,000万円の追加は、見込みよりも売り上げ本数が減少しなかったことによるものであります。

16ページから17ページをお開きください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金におきまして3億6,265万1,000円の追加は、平成25年度から前倒しとなった事業に係る社会資本整備総合交付金を計上したことなどによるものであります。

22ページから23ページをお開きください。

18款寄附金329万4,000円の追加は、既に予算化したものを除き2月5日までに寄附採納した一般寄附金、ふるさと納税寄附金などを予算計上するもので、寄附者の意向に沿い地域振興基金のふるさと納税分に76万円、地域振興基金に20万円、地域福祉基金に55万6,000円、教育振興基金に30万円、文化センター大ホール建設基金に65万円それぞれ積み立てをするものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 28ページ、29ペ

ージの一般管理費、備荒資金の関係で今後の交付税算定がえだとか、将来的も含めての超過納付をしていくということですが、これ1億5,000万円というのは具体的に言うと、いわゆる超過納付をする見通しというか、一定の根拠を持つての負担金超過納付をするのか、とりあえず今の時点で考えられることを想定した具体的な数字なのか、お知らせをいただきたいなと思います。

それから、その下の基金積立金、基本的には結構だというふうに思いますけれども、減債基金積立金、公共施設整備基金積立金、減債基金は目的ははっきりしていますけれども、これからいわゆる償還財源になっていくのですが、具体的にはどういう年度を想定をしてこの1億円を数字として置いておられるのか、あるいは基金、公共施設の老朽化に備えた対応で結構だと思うのですが、これも具体的な特定の施設を積み上げて1億円ちょっとの数字になっているのか、少し内容を御説明をいただきたいなと思います。

それから、2点目、32、33ページの企画振興費、地域交通対策事業費でコミュニティバスの関係が数字が上がっていますが、これは4月からのスタート、1日からスタートをするということで理解しておりますが、昨年からの試験が始まって、それぞれ4月でしたか、始まったの。そうですね。3月末で9カ月ぐらいになるのですが、いずれにしてもこの年度を越す段階で新たな検証を加えて見直しすることになっているのですけれども、功罪いろいろ押さえてはおられると思います。現状段階における効果、功罪についてお聞かせをいただきたいのと、市民からの声で非常に使い勝手が悪いという声も何人かからいただいております、具体的に言いますと、端的に言って申しわけないですけれども、これちょっと今私バスの時刻表を持っているのですが、今までも委員会なんかでもお話ししていたのですけれども、声が強いものであえて発言させていただいていますが、東病院に行く関係で、今まで従前は一本で150円

で行っていたのですけれども、駅前にはできるだけ集客をするという前提だとか、協議会の中でも恐らくいろんな検討をされてスタートはしていることについては理解をしていますが、例えば東病院に長期に入院されている夫の見舞いで毎日今通っておられる方がおられまして、午後の1時ごろからいつも出かけて、帰りはいろいろお見舞いや買い物をして4時過ぎ、4時半ごろには一本で帰ってきたのですけれども、駅で一回おりなければならぬということ、行くときは1時近い12時52分産業高校前で乗って、駅に一、二分で着いて、10分ぐらい待ったらまた東回りのほうに乗って1時過ぎには病院に行けるのです。帰りは、4時過ぎのバスに乗って、駅でおりて40分ぐらい待たなければならない。そして、また産業高校の近くでおりるといようなことで、非常に使い勝手が悪いのと高齢のために大変なしんどい思いをするということで、このコミュニティバスがスタートしてから行きは何だかんだそれで行くのですけれども、帰りはとても体もたないということでハイヤーを利用するのです。ほぼ毎日ということで、全ての声を満足してというスタートではなかったとは思いますが、使い勝手が非常に悪いし、出費も多大だと。東病院からですと恐らく1,000円は軽く超える距離になるので、そういう声もどのように見直しながら反映を、これから本格的に見直し始まっていくと思うのですけれども、基本的な考え方を少しお知らせをいただきたいなと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 熊谷議員から備荒資金、減債基金、公共施設整備基金の関係についての御質問がありました。備荒資金につきましては、2億円が災害対策のための普通納付金ということになっておりまして、それ以外については超過納付金ということで財政調整基金的なことも含めて利率が普通預金で年利0.8ということもございまして、便利な貯金通帳的な形の運用も考えていま

す。当面は、合併算定がえが平成28年から段階的に0.9、0.7、0.5と下がっていきますので、28年から32年までの5年間の想定される交付税の減額は16億6,000万円になっていますので、その財源対応が可能になるように、それに近づけるような方法で備蓄をしてみたいと考えています。

それから、減債基金の関係につきましては、一部合併算定がえの影響によって将来の公債費の償還が窮屈になったときにどのように対応するかという視点から、10億円をめどにためたいと考えています。それと、もう一つ、過疎債のハード事業ではなくてソフト分として毎年2億円ほど国のほうから支援をいただいておりますので、その部分の30%が過疎債といっても自腹負担になりますので、毎年6,000万円ほどためておりますので、これも10億円プラス過疎債ソフトを使った年数分の6,000万円掛けたものを備蓄したいと考えておりますけれども、まだ現時点ではそこまで達しておりませんので、財政の許す範囲内で備荒資金、減債基金の増については備蓄をしてみたいと思っています。

なお、まだ国の制度では救われなかった比較的利益子の高い起債等も残っておりますので、新年度予算ではそのうち3億円をおろして、減債基金を使いまして将来の公債費の負担の軽減を同時に図ってまいりたいと思っています。

それから、公共施設整備基金につきましては、老朽化した公共施設の大規模改修も視野に入れてためておりますけれども、現時点毎年毎年の総合計画のローリングの中では、財政担当のほうはここ二、三年毎年のように実は現地確認をしております。原課からの要望を切るだけではなくて、どういうふうに将来にわたって公共施設をしっかりと市民の皆さん方に安定的に使ってもらおうかということの観点から、とても十分な維持補修的な大規模改修ができていないのではないかなと思っていますけれども、それらも含めて毎年毎年、特にこ

の施設のためにというのにつきましては具体的なものを持っておりませんが、調べている中ではスポーツセンターであったり、各種市民の皆さんが多く利用する施設も相当年数が経過してきましたので、この辺今当面のところは100万円単位とかという金額でもう済んでいるものがありますけれども、将来は何千万円という金額になるものも出てくるということも考えておきまして、当面具体的な目標値をなかなか持てないのですが、現行4億円や5億円程度は持つておかないと、例えばボイラー改修をすると1億円近いお金が一遍に出るとということもありますので、この辺を視野に入れながら備蓄をして、市民の皆さん方の利便に供せられるように対応してまいりたいと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 私のほうからコミュニティバスの関係についてお答えをしたいと思います。

昨年の4月から試行が始まりまして、丸7カ月経過をしました。この間夏場の期間から始まったということを含めて一部検証を終えております。効果のほどにつきましては、東回りは随分便がよくなったというお話をいただきまして、利用者の方も伸びもあります。しかしながら、従来市内循環型になっておりました西回りにつきましては、実は少し利用が落ちておりました。これ従前時計回りだった流れを逆回りに変えたと。このところが東との結合を詰めてそんな形にさせていただいたということでもありますけれども、そういったことが実質原因になっているかどうかというのはまだ検証を終えておりませんが、若干東回り、それから西回りで利用の差が出ているということでもあります。また、一方、徳田線があります。これイオンの無料バスでありますけれども、逆にこちらは随分利用が伸びていると、こんな状況も押さえております。今使い勝手が悪くなったというお話をちょっといただきまして、この間につき

ましてはできるだけ多くの皆さんに公共交通を利用していただくということを主眼に試行を始めたということがあります。公共交通のあり方としておおむね最大公約数をとりながら試行させていただいているという状況がありまして、この間さまざまな御意見をいただいていることも確かであります。今現在夏場から冬場の運行に入っております、大分バス利用の形態も変わってくるだろうと。そこのところをしっかりと検証しながら、新年度に向けた体制をつくってまいりたいというふうに考えております。これまで公共交通のあり方につきましてはさまざまな形で、いろんな形で市民の皆さんを含めて議論をいただいた経過がありますので、今後のありようを含めて、また現状をしっかりと検証しながら市民の皆さんの意見をできるだけ反映できるような、そんな形にしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） バスの関係、この冬は非常に大雪で、バス関係者の皆さんはえらく苦勞して、一回りぐらいおくれたという、いろいろ怒られたり、これは雪のせいだからどうしようもないのですけれども、今これから見直しあって、多くの市民の皆さんから意見をいただいて見直すということなのですが、実際に3月末で9カ月経過をして、その間大きな不利益、単なる不便になったというよりも大変な不利益になることは大体おおよそ担当者のほうでもそういう動向についてはつかんでいたはずなのです、数人ほどおられたのですけれども。これから見直しの中にかつてのように東病院、あるいは市内には風呂屋さん1軒しかありませんから、駅から歩くのか、9丁目から福祉センターのほうから歩くのか、若干違いはあるけれども、そういう不便さも、また違う声も聞くのですけれども、いわゆる抜本的なルートの見直しなども含めた、見直しという想定になっていないような感じが担当者に聞いても聞かえてくるのですけれども、私が前段先ほど言ったような声

も含めて大胆な改善をしていこうという腹構えも持っておられるか、あるいはこれだけ大きな毎日1,000円を超えるハイヤー代というのは、これは私どもに置きかえてもえらい話ですよ、毎日ですから。大変な不利益、従前使っていたサービスが使えなくなった。1人2人なのか、5人10人なのかというのは、それはしっかり私も検証できていませんけれども、そういう声に対する対応改善ができ得る状況なのかどうかというところあたりを少し掘り下げてお答えをいただきたいのです。

それと、副市長からいただきました関係については、備荒資金も非常に便利な、財調的な要素も含まれているということ、あるいは公共施設の関係や減債基金の関係もトータル的には中期、長期の財政展望、どう見据えたものになっていくかという、今の時点でリンクしていれば結構ですけれども、公共施設もしっかり数字を押さえていただきながら、今当座決算がこのような状況の見直しにあるから置きかえるということですから、それは熱心に今後の問題も含めて積み立てをふやしていくということについては賛同できると思いますので、もう少し時間を置いてでもこれから議会の代表質問や一般質問の中でも恐らくやりとりがそれぞれあると思いますので、そちらのほうに委ねていきたいなというふうに思っております。積極的に余裕のあるときには積んでいくというところあたりについては理解が十分できますので、心してお願いをしたいと思います。

バスの関係、もう一度お願いします。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今不利益をこうむっている市民の皆さんへの対応ということで、実はなかなか難しい問題かなというふうに正直思っております。この間できるだけ多くの市民の皆さんの利用促進を図っていくということで、できるだけ多くの市民の皆さんの足になると、足をつくっていくということを主眼にこういったコミュニテ

ィバスの試験運行を始めてきたという大きな目標があって、経過がありますので、なかなかその中で個人的に不利益をこうむる部分についてどういった扱いをしていったらいいかと。単純なバスのルートの変更だけで済むのか、また費用的な問題含めて将来にわたってこれは維持をしていかなければいけないという問題もありますから、将来に向けてのバス利用の考え方についてもやはり総合的な考え方含めて対応していかなければならない問題だというふうに考えております。一定程度新年度に向けて当然検証はさせていただきますけれども、なかなか全ての市民の皆さんが満足するような形になり得るかどうかと。そのところは、今後ともやっぱり議論をいただかなければいけない問題だというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） できるだけたくさんの方がバスを利用して、私たちも含めて車に乗らない日があってもいいのかなという、そういう市民的な地元のバスを公共的な足の確保のためにいろんな策をやるということについてはもっと大胆に提案があってもいいでしょうし、私どもも積極的に協力していかなければならぬという。利用者をふやしていく、そしてバス路線を残していくのだということについては賛同ができますけれども、いわゆるそれに伴って大変な不利益を伴うという措置というのは、やっぱり強く求められても当然ではないのかなというふうに思っておりまして、そこについては何回も恐らくこの試験を始めるために協議会の中でも関係者に来ていただいて知恵を出していただいたり、いろんな議論を重ねた結果、とりあえず試験をしてみようということなのですが、もうバスしか利用できないという市民の声をもっともっと丁寧に拾わないと、またそのことについて解決をしていかないということに多分なるのではないかと思います、これは恐らく本当に国の財源を入れながらの試験だというふうに考えていますけれども、もう少し協議会プラスバ

スしか足の過程がないという人の声はどう拾っていくのかというところあたりは真剣にやらないと、単なる駅前に人を集めるということではなくて、そう大きな人の流れの変化というのではないというふうに私は聞いてはいるのですけれども、そこについてもう一度しっかりそういう声も含めて拾い上げていくのだという総務部長の見解をいただいた上で、また一般質問にするかしないか検討したいなと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今ちょっと述べさせていただきましたけれども、今後の公共交通のあり方というのはまさに多様な、さまざまな形があるかというふうに、その一つがコミュニティバスの試験運行という形になってあらわれているということでありまして。市民の皆さんの足をしっかり確保して、将来に向けて安全、安心なまちをつくっていくということを含めて、ぜひ今議員のおっしゃったようなことを含めて対応させていただければというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第22 議案第1

4号 平成24年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第14号 平成24年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして保険給付費の伸びによる追加及び年度末における事業見込みによる事業費の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ1,523万円を減額をし、予算総額を33億6,852万1,000円に、直診勘定におきまして診療収入の増額による一般会計繰入金の減額など費目間の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ260万2,000円を減額し、総額を1億7,428万8,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを保険事業勘定の歳出から申し上げます。1款総務費では、人件費の減額及び医療費適正化対策費のうち保健事業費へ科目変更を行った事業費の不用額により374万2,000円を減額しようとするものであります。

2款保険給付費では、一般被保険者と退職被保険者の療養給付費及び高額療養費について3,305万5,000円を追加しようとするものであります。

7款共同事業拠出金では拠出額の確定により3,407万5,000円を、8款保健事業費では各種検診補助金を初めとする事業費の不用額1,047万4,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。

次に、保険事業勘定の歳入について申し上げます。1款国民健康保険税では現年課税分の減額と滞納繰り越し分の収納率向上に伴う増額で800万円を、2款国庫支出金では療養給付費等負担金の国庫負担率及び概算交付額の減額等で9,635万6,000円を、5款道支出金では各負担金の精算に伴い409万5,000円を、8款繰入金では

保険基盤安定繰入金及びその他一般会計繰入金で1,159万1,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。

また、3款療養給付費交付金では平成23年度の精算等による追加交付に伴い4,493万円を、6款共同事業交付金では交付額の確定により659万4,000円を、9款繰越金では前年度繰越金の最終補正額として4,355万9,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

次に、直診勘定の歳出について申し上げます。1款総務費では報酬等で5万9,000円を、2款医業費では使用料及び賃借料等で235万円を、4款施設整備費では備品購入費で19万3,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。

次に、直診勘定の歳入について申し上げます。1款診療収入では診療報酬収入等で712万5,000円を、3款道支出金では電源立地地域対策交付金で47万3,000円を、4款繰入金の事業勘定繰入金では5万1,000円を、5款諸収入では1万3,000円をそれぞれ追加をし、4款繰入金の一般会計繰入金では1,026万4,000円を減額をし、調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決され

ました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第23 議案第15号 平成24年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第15号 平成24年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ6,415万4,000円を減額をし、予算総額を22億7,888万4,000円、サービス事業勘定・名寄におきまして歳入歳出それぞれ1,49万4,000円を追加をし、予算総額を2億1,933万3,000円に、サービス事業勘定・風連におきまして歳入歳出それぞれ18万4,000円を減額をし、予算総額を6,690万1,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを保険事業勘定の歳出から申し上げます。2款保険給付費では、給付費の減額により5,794万3,000円を減額しようとするものであります。

次に、保険事業勘定の歳入について申し上げます。1款保険料では1,953万1,000円を減額をし、保険給付費の減額により5款支払基金交付金では2,167万9,000円を、6款道支出金では3,332万3,000円をそれぞれ減額をし、8款繰入金では2,429万円を追加しようとするものであります。

次に、サービス事業勘定・名寄では工事請負費等の追加、サービス事業勘定・風連では人件費の減額と事業費の追加を行おうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第24 議案第16号 平成24年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第16号 平成24年度名寄市下水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末における各費目の調整を行うもので、歳入歳出それぞれ1,487万6,000円を減額をし、予算総額を11億9,714万7,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。1款下水道事業費では、事業費の確定に伴う各費目の調整により984万6,000円を減額しようとするものであります。

2款公債費では、長期債償還元金で60万円を追加しようとするものであります。

3款諸支出金では、国庫返納金で7万8,000円を、消費税で555万2,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。2款使用料及び手数料では使用料の減少により1,450万円を、3款国庫支出金では事業費の確定により3万

8,000円を、6款市債では事業費の確定により250万円をそれぞれ減額をし、4款繰入金では一般会計繰入金で231万5,000円を追加をし、収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、第3表、地方債補正につきましては、事業費の確定に伴い変更をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第25 議案第17号 平成24年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第17号 平成24年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末における各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ447万4,000円を減額をし、予算総額を9,262万8,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款個別排水事業費では事業費の確定に伴う調整により437万4,000円を、3款諸支出金では消費税で10万円をそれぞれ減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款分担金及び負担金では34万7,000円を、2款使用料及び手数料では185万2,000円を、5款市債では310万円をそれぞれ減額しようとするものであります。

4款諸収入では消費税の確定により6万4,000円を、3款繰入金では76万1,000円をそれぞれ追加をし、収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第26 議案第18号 平成24年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第18号 平成24

年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末における各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ290万6,000円を減額をし、予算総額を6,238万4,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款簡易水道事業費では、事業費の確定に伴う調整により290万6,000円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款使用料及び手数料では、水道使用料で14万5,000円を追加をし、給水工事検査手数料で8,000円を減額しようとするものであります。

2款繰入金では、一般会計繰入金で304万3,000円を減額して収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第27 議案第19号 平成24年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第19号 平成24年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末における各費目の調整と市場の冷蔵庫設備の修繕等に要する経費について補正をしようとするもので、歳入歳出それぞれ32万6,000円を追加をし、予算総額を4,466万7,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。1款商工費では、冷蔵設備の修繕料並びにアスベスト検査手数料などに対し32万6,000円を追加をしようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款使用料及び手数料では取り扱い高の減少に伴い56万5,000円を減額をし、2款繰入金では89万1,000円を追加し、収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第28 議案第2

0号 平成24年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第20号 平成24年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ3,631万8,000円を減額をして予算総額を5億6,498万8,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款衛生費では、食肉センター施設整備事業費で3,631万8,000円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款繰入金では、一般会計繰入金で8万2,000円を追加し、2款市債では食肉センター施設整備事業債3,640万円を減額をし、収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、第2表、継続費補正及び第3表、地方債補正につきましては、事業費の確定に伴い変更をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決され

ました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第29 議案第21号 平成24年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第21号 平成24年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ492万6,000円を減額をし、予算総額を3億3,540万円にしようとするものであります。

補正の内容について歳出から申し上げます。1款総務費では、人件費の確定に伴い492万6,000円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。3款繰入金では、事務費繰入金で492万6,000円を減額をし、調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第30 議案第2

2号 平成24年度名寄市病院事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第22号 平成24年度名寄市病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末の各収支を見通し、必要な調整を行うとともに、各種業務委託について債務負担行為を設定をしようとするものであります。

補正の主なものを収益的収入から申し上げます。1款病院事業収益では、医業収益におきまして入院診療報酬の増により入院収益で2億101万2,000円を追加をし、外来患者数の減少により外来収益で1億1,179万4,000円を、一般会計負担金では救急医療確保に要する経費等で475万2,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。

次に、医業外収益におきまして他会計補助金では基礎年金拠出金に要する経費等で4,520万4,000円を、他会計負担金では精神科病棟運営に要する経費等で7,241万6,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

次に、特別利益におきまして過年度の入院診療報酬調定等で1,726万6,000円を追加をし、収益の総額を85億3,372万6,000円にしようとするものであります。

次に、収益的支出について申し上げます。2款病院事業費用では、医業費用におきまして給与費で共済組合に係る市町村負担金追加費用の利率減少等により309万9,000円を減額をし、材料費では薬品、診療材料等で2億865万3,000円を、経費では消耗品費、燃料費等で2,656万5,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

次に、医業外費用におきまして支払利息及び企業債取扱諸費で152万8,000円を減額しようとするものであります。

次に、特別損失におきまして過年度損益修正損で1,625万1,000円を追加し、費用の総額を86億892万5,000円にしようとするものであります。

次に、資本的収入について申し上げます。3款資本的収入におきまして企業債では道北北部連携ネットワークシステム事業等により1,620万円を追加をし、出資金では企業債償還金に要する経費等で2,047万4,000円を、負担金では建設改良に要する経費で1,096万7,000円をそれぞれ減額をし、精神科病棟改築事業の当年度補助率見直しにより道補助金で2,052万2,000円を、国庫補助金で676万9,000円をそれぞれ追加をし、総額を7億5,029万4,000円にしようとするものであります。

次に、資本的支出について申し上げます。4款資本的支出におきまして建設改良費では病棟冷房機設置工事、精神科病棟改築事業等で1,445万3,000円を減額をし、総額を10億2,551万4,000円にしようとするものであります。

なお、資本的収支の不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金で補填をするものであります。

次に、棚卸資産購入限度額について申し上げます。5款貯蔵品におきまして薬品で8,203万1,000円を、燃料で1,284万7,000円をそれぞれ追加をし、給食材料で138万円減額をし、総額を8億7,799万8,000円にしようとするものであります。

次に、各種業務委託に係る債務負担行為について申し上げます。放射線管理業務及び消防用設備等点検業務の委託について、それぞれ期間及び限度額を設定をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第22号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第31 議案第23号 平成24年度名寄市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。
提出者の説明を求めます。
加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第23号 平成24年度名寄市水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末の収支を見通し、予算の調整を行おうとするものであります。

まず、収益的収入について申し上げます。1款水道事業収益では、給水収益や他会計補助金等の減額により496万4,000円を減額をし、総額を6億775万2,000円にしようとするものであります。

次に、収益的支出について申し上げます。2款水道事業費用では、事業費の確定に伴う各費目の調整を行い、費用全体で489万9,000円を減額をし、総額を6億859万円にしようとするものであります。

次に、資本的収入及び資本的支出について申し上げます。3款資本的収入では3,388万5,000円を減額をし、総額を2億7,618万3,000円に、また4款資本的支出では3,428万9,000円を減額をし、総額を5億6,399万4,000

円にしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第32 議案第24号 平成25年度名寄市一般会計予算、議案第25号 平成25年度名寄市国民健康保険特別会計予算、議案第26号 平成25年度名寄市介護保険特別会計予算、議案第27号 平成25年度名寄市下水道事業特別会計予算、議案第28号 平成25年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算、議案第29号 平成25年度名寄市簡易水道事業特別会計予算、議案第30号 平成25年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算、議案第31号 平成25年度名寄市食肉センター事業特別会計予算、議案第32号 平成25年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算、議案第33号 平成25年度名寄市病院事業会計予算、議案第34号 平成25年度名寄市水道事業会計予算、以上11件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第24号 平成25

年度名寄市一般会計予算及び議案第25号から議案第34号までの各特別会計予算並びに各企業会計予算について、提案の理由を申し上げます。

各会計予算案は、市立大学や市立天文台きたすばる、道立サンピラーパークなどの多くの財産や交流都市との太いきずなを活用し、総合的な地域振興などを推進することを念頭に、基礎的自治体としての公共サービスの的確な執行とともに、新総合計画後期の具現化を最優先に予算を編成をいたしました。

一般会計予算案は、前年度比3.1%減の188億5,085万2,000円となりました。国の緊急経済対策に基づく平成24年度補正予算への事業前倒しなどにより普通建設事業費が前年度比35.4%減の14億1,422万9,000円と大きく減少したことが主な要因であります。また、収支不足を補う財政調整基金の取り崩し額は2億9,559万6,000円を予定しております。

次に、特別会計について申し上げます。平成25年度国民健康保険特別会計外7特別会計の予算総額は、前年度比2.6%減の80億5,431万7,000円となっております。増減の大きなものは、国民健康保険特別会計直診勘定で医師の1名増等により前年度比21.0%の増となり、介護保険特別会計サービス事業勘定分では施設設備の改良事業の計上によりサービス事業勘定・名寄分で19.2%、風連分19.4%、それぞれ増加となりました。一方、食肉センター事業特別会計では食肉センター施設整備事業費の減により前年度比65.8%減となりました。

次に、企業会計について申し上げます。病院事業会計及び水道事業会計の予算総額は、前年度比28.7%増の135億6,432万7,000円となりました。内訳は、病院事業会計で精神科病棟改築事業費の増などにより31.6%増の123億3,796万5,000円、水道事業会計で建設改良費の増加などにより5.2%増の12億2,636万2,000円となっております。

以上によりまして、平成25年度全会計の予算総額は前年度比5.8%増の404億6,949万6,000円となりました。

地方自治法第211条及び地方公営企業法第24条の規定に基づき提出をいたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議案第24号外10件については、本会議質疑を省略し、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号外10件については、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいまの決定に基づき、予算審査特別委員会の委員に全議員を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第33 議案第35号 名寄市教育委員会委員の任命について、議案第36号 名寄市教育委員会委員の任命について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第35号及び議案第36号の名寄市教育委員会委員の任命について、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、議案第35号であります。本件は本年5月15日をもって名寄市教育委員会委員の任期を満了する中尾公一氏を再度教育委員会委員に任命をいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第36号であります。同じく名寄市教育委員会委員であります志水貴江氏が本年3

月31日をもって辞職されることとなりました。志水委員におかれましては、名寄市における教育行政の発展のため多大なる御尽力、御貢献をいただきましたことに改めて感謝とお礼を申し上げるところであります。

本件は、新たな後任の教育委員会委員として高橋雅樹氏を任命をいたしたく、同じく地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき議会の同意を求めるものであります。

高橋氏におかれましては、人格高潔で教育の分野において豊富な経験と深い識見を持ち合わせておられる方でございます。

なお、高橋氏の任期につきましては、同法第5条第1項の規定により、前任者の残任期間とすることが定められていることから、平成25年4月1日から平成27年5月15日までといたす所存でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、議案第35号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第35号は同意することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第36号は同意することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は同意することに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第34 議案第37号 名寄市議会委員会条例の一部改正について、議案第38号 名寄市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について、議案第39号 名寄市議会基本条例の一部改正について、議案第40号 名寄市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について、議案第41号 名寄市議会会議規則の一部改正について、以上5件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤靖議員。

○9番（佐藤 靖議員） 議案第37号 名寄市議会委員会条例の一部改正について外4件について、提案の理由を申し上げます。

地方公共団体の議会及び長による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治のさらなる充実を図るために平成24年9月5日に地方自治法の一部を改正する法案が公布され、同日及び本年3月1日より施行されることに伴い、関係条例等の一部改正を行うものです。

改正の主な点を説明いたします。議案第37号

名寄市議会委員会条例の一部改正については、これまで地方自治法で定められていた委員会の委員の選任方法等について、各議会の委員会条例で定めることとなり、一部改正を行うものです。

議案第38号 名寄市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正については、政務調査費を政務活動費と名称を変更し、交付の目的を議会の議員の調査研究その他の活動に資するためと改め、政務活動費を充てることのできる範囲を条例で定めることとしました。また、議長の調査権が法律で定められたため、議長の政務活動費の使途の透明性の確保に努める規定を定め、一部改正を行うものです。

議案第39号 名寄市議会基本条例の一部改正については、議案第38号 名寄市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正及び議案第41号 名寄市議会会議規則の一部改正に伴い、関係する条項について文言整理等のための一部改正を行うものです。

議案第40号 名寄市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正については、地方自治法改正により本会議においても公聴会の開催、参考人の招致が可能となったことによる条項整理に伴い一部改正を行うものです。

議案第41号 名寄市議会会議規則の一部改正については、地方自治法の改正によりこれまで委員会のみ認められていた公聴会の開催、参考人の招致を本会議でも行えることとなったことに伴い一部改正を行うものです。

以上、5件について提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。本件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第37号外4件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号外4件は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第35 報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第1号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

本件は、名寄市営住宅新北斗団地に入居していた借家人が平成18年1月分から平成22年8月分までのうち47カ月分の家賃を滞納したまま退去し、退去後においても本人及び連帯保証人に対して再三にわたり納付催告、面談を行ってまいりましたが、納入の意思を確認できないため、本人及び連帯保証人に対し滞納家賃の支払いを求める訴訟を提起をしたものであります。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第1号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第36 報告第2号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第2号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

事件の内容は、平成24年5月下旬、小学校敷地内において北東の強風下で噴霧器による除草作業を行った結果、風下の水稻が枯れる被害が発生をし、相手方に損害を与えたものであります。相手方とは、事件直後から損害賠償について協議を行ってきており、収入が確定をしたことから被害面積分を案分した結果、本市が23万5,862円を支払うことで示談が成立をし、和解をいたしました。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第2号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第37 報告第3号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第3号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

1件目の事故の内容は、平成24年10月25日午後3時30分ごろ、札幌市手稲区富丘3条3丁目付近の道路におきまして名寄市立大学の公用車が工事区間通過後、進路変更をしようとした側方車両を目視した際に前方の相手方車両が信号により停止したことに気づかず、当該相手方車両に接触をし、破損させたものであります。過失割合は本市が100%であり、相手方車両の修理代として本市が14万6,454円を負担をすることで示談が成立をし、和解したところであります。

2件目の事故の内容は、平成24年11月21日午前10時40分ごろ、中川郡中川町佐久の国道40号におきまして総務部財政課所管の公用車が公務運行中、レッカー作業をしていた相手方車両を確認をしましたが、雪道のためとまり切れず、また対向車が接近をしていたため進路変更もできず、相手方車両に接触をし、破損をさせたものであります。過失割合は本市が100%であり、相手方車両の修理代4万6,935円と公用車両の同乗者所有の携帯電話破損に伴う修理代5,250円を負担をすることで示談が成立し、和解をしたところであります。

以上2件を地方自治法第180条第1項の規定

により専決処分をしたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第3号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第38 意見書案第1号 環太平洋連携協定（TPP）交渉参加断固阻止を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤勝議員。

○14番（佐藤 勝議員） 議長からの御指名をいただきましたので、意見書案第1号について朗読をいたします。

環太平洋連携協定（TPP）交渉参加断固阻止を求める意見書。

首相は日米首脳会談後の日本時間の2月23日未明、記者会見で環太平洋連携協定（TPP）交渉に関して「会談で聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になった」と指摘し、「なるべく早い段階で決断したい」とTPP交渉参加に踏み出すことを明言しました。

TPPは関税をすべて撤廃することが原則であり、我が国の農林水産業や農村漁村にこれまでにない壊滅的な打撃を与え、我が国の食料安全保障を根底から揺るがし、食糧自給率を低下させ、地域経済・社会の崩壊を招く恐れがあります。

また、TPPは一次産業のみならず、医療、公共事業、金融、食の安全、雇用など様々な分野に影響が及ぶ可能性があり、国民生活の根幹にもかかわる極めて重大な問題であり、到底国民の合意を得られるものではありません。政府として事前協議を含めた一切のTPP交渉参加に向けた取り

組みを断念することが求められます。

この間、多くの国民や道民は、T P P 協定交渉への参加に反対・慎重な対応を強く求めてまいりました。

よって、政府はこのような国民各層の声を真摯に受け止め、道民が断固反対しているT P P 交渉に参加しないよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

北海道名寄市議会。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 本件は、全議員による提案でありますので、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認め、採決を行います。

本件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

ここで意見書案第1号 環太平洋連携協定（T P P）交渉参加断固阻止を求める意見書について、議長より一言申し上げたいというふうに思います。

ただいま満場一致で可決をいただきましたが、今回の初日提案の経過等について報告を申し上げます。本来意見書案は、定例会の最終日に審議していただくことになっておりますが、国会の状況を察するとき定例会の最終日では時期を失する可能性が大きいと判断をいたしました。また、名寄市議会といたしましても平成22年11月30日にT P P 参加の即時撤回を求める決議をしておりますので、議会の変わらない意思を国に表明し、伝えることが重要と考え、対応をいたしました。議長といたしましても拙速に判断することなく情報を提示し、しっかりとした国民的議論をするこ

とを求めたいというふうに思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時42分

○議長（黒井 徹議員） 再開します。

お諮りいたします。ただいま市長から議案第42号 平成24年度名寄市一般会計補正予算（第5号）及び議案第43号 平成24年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）が提出されました。これを日程に追加をし、追加日程第1号として議題にしたいというふうに思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

議案第42号外1件は、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 追加日程第1 議案第42号 平成24年度名寄市一般会計補正予算（第5号）、議案第43号 平成24年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議長のお許しをいただきました。議案第42号 平成24年度名寄市一般会計補正予算及び議案第43号 平成24年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算について、一括して提案の理由を申し上げます。

最初に、議案第42号 平成24年度名寄市一般会計補正予算について提案の理由を申し上げます。今回の補正は、名寄市公設地方卸売市場で発見をされましたアスベスト吹きつけ部分を保護する工事に対する経費として7款商工費で公設地方卸売市場特別会計繰出金を100万円追加をし、収支の調整として19款財政調整基金で100万円の追加をしようとするもので、歳入歳出それぞ

れ100万円を追加し、予算総額を210億4,812万6,000円にしようとするものであります。

次に、議案第43号 平成24年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算について提案の理由を申し上げます。今般発見されましたアスベスト吹きつけ部分につき、外部からの衝撃などから当該箇所を保護し、アスベストの飛散を未然に防止をするため、1款商工費において折板保護工事を100万円追加し、歳入として2款繰入金で一般会計繰入金を100万円追加しようとするもので、歳入歳出それぞれ100万円を追加し、予算総額を4,566万7,000円にしようとするものであります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、議案第42号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第42号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第42号外1件は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) お諮りいたします。

議事の都合により、明日3月5日から3月14日までの10日間を休会といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、明日3月5日から3月14日までの10日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長(黒井 徹議員) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時47分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 奥 村 英 俊

署名議員 山 口 祐 司